

令和元年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和元年度一般会計・特別会計・企業会計予算	5
5	令和元年度一般会計予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	平成30年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	令和元年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和元年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和元年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和元年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)	38

3	軽自動車税	
(1)	年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
(2)	令和元年度軽自動車税課税状況	40
4	市たばこ税	
(1)	年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
(1)	課税対象入湯客数に関する調	42
(2)	年度別調定額に関する調	42
(3)	特別徴収義務者数	42
(4)	入湯税の使途	42
6	都市計画税	
(1)	都市計画区域及び課税区域に関する調	43
(2)	納税義務者に関する調	43
(3)	地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
(4)	決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税の負担額比較表	48
2	市税調定額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	平成30年家屋建築状況調	51
8	平成30年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	76

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏が大森氏を滅ぼし、以後96年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏滅亡後は、大久保氏、阿部氏、稲葉氏を城主とし、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.81km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

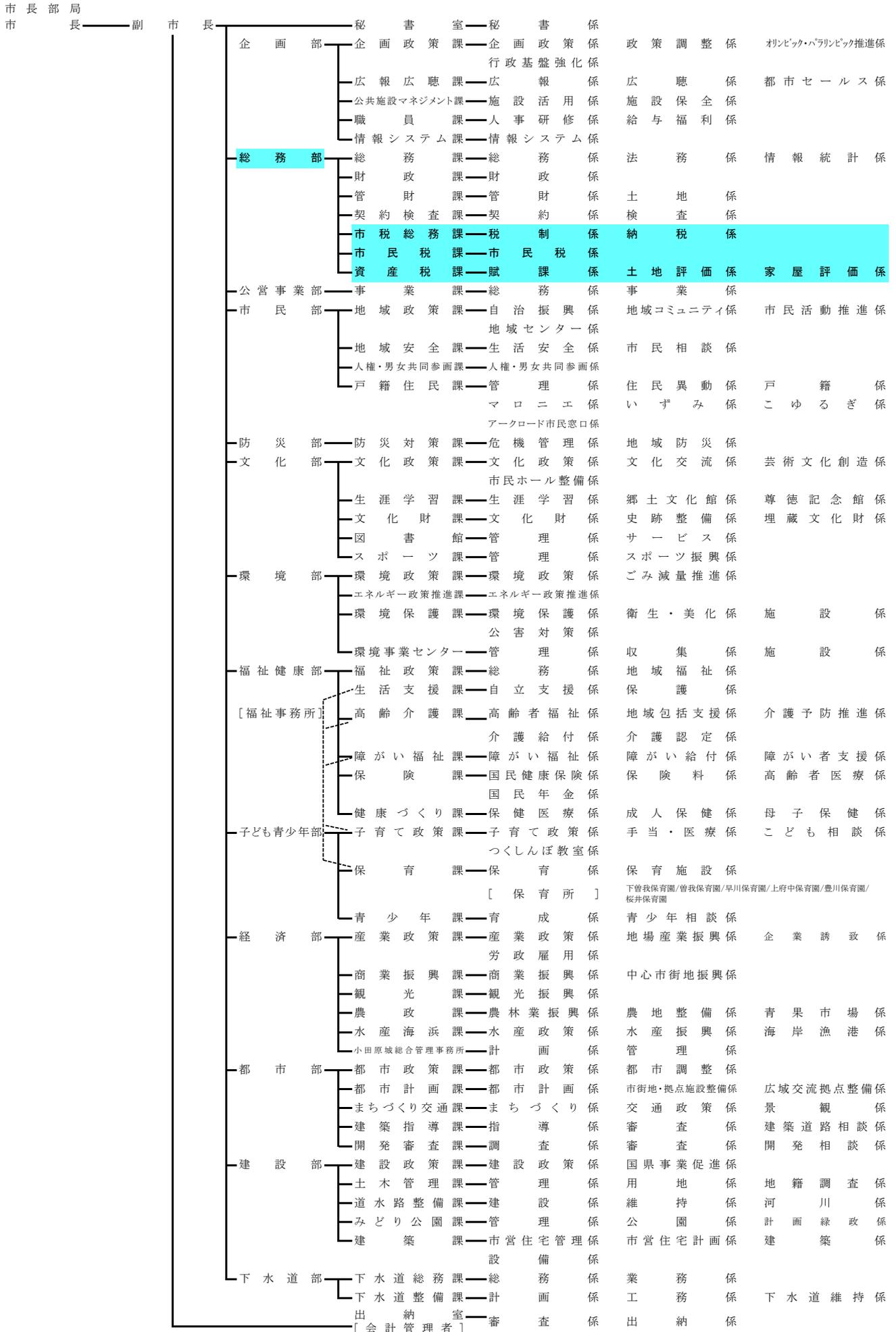
< 市域・人口・世帯数の推移 >

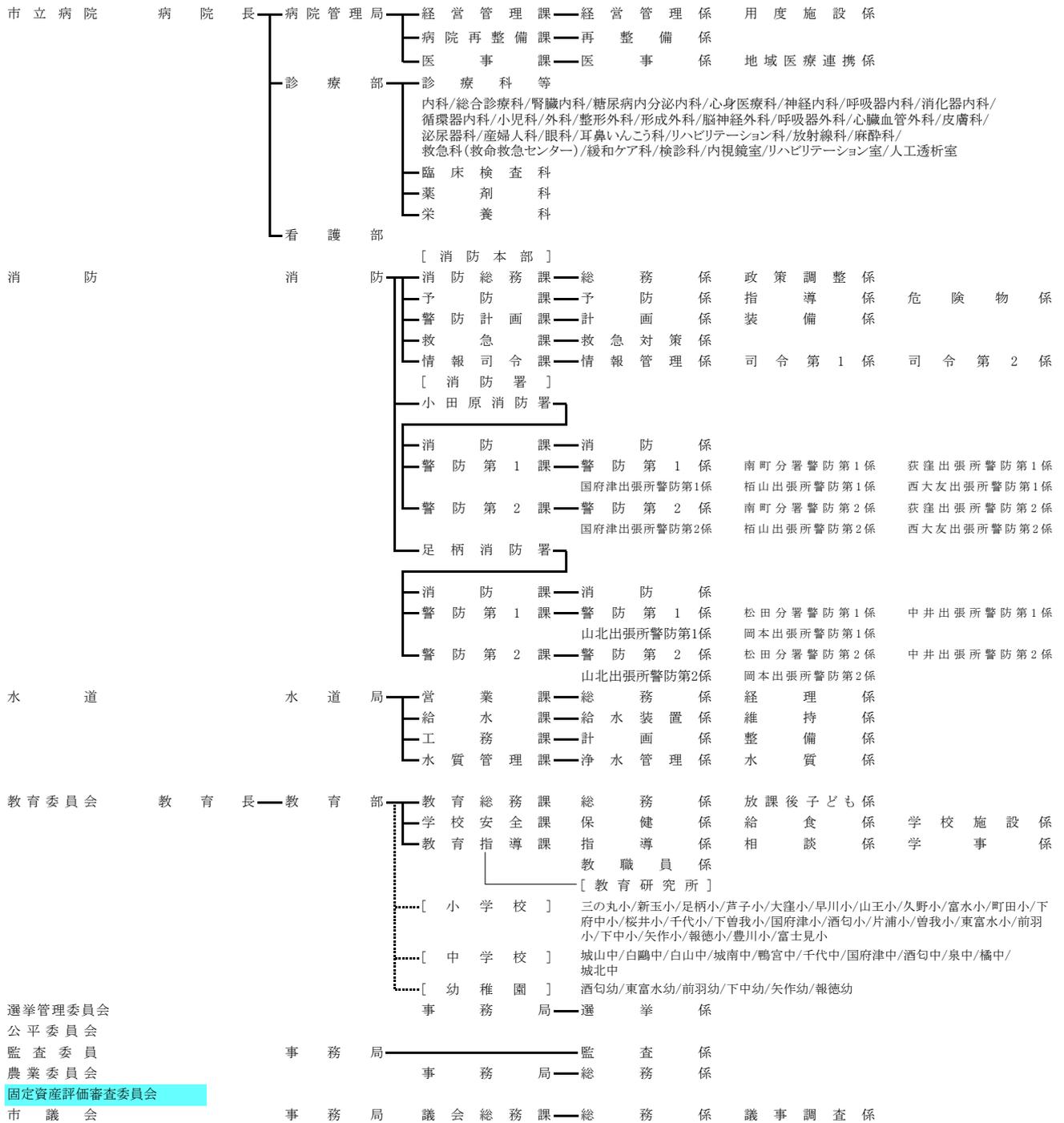
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 18年		75,581	198,951	〃	
〃 19年		76,520	198,881	〃	
〃 20年		77,266	198,698	〃	
〃 21年		78,013	198,341	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 23年		78,305	197,733	〃	
〃 24年		78,981	196,880	〃	
〃 25年		79,656	196,073	〃	
〃 26年		80,289	195,125	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	

注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(平成31年4月1日現在)





区分	部・部相当	課・課相当	係・係相当	
市長部局	13	56	147(145)	* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。 * 消防署の課の数は、消防署を除く。 * ()内は、平成30年4月1日の数
市立病院	1	3(2)	5	
消防	1	11(12)	35(37)	
水道	1	4	8	
教育委員会	1	3	9	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	19	80	209	

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(平成31年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌		
総務部	市税総務課		課 長	1	1 税務事務の総合的企画に関する事。 2 税制の調査及び研究に関する事。 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事。 4 入湯税に関する事。 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事。 6 自動車の臨時運行許可に関する事。 7 固定資産評価審査委員会に関する事。 8 納税意識の啓発に関する事。 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事。 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事。 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事。 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事。 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事。 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事。 15 市税滞納審査会に関する事。 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事。 17 他の課に属さない税務事務に関する事。	
			副 課 長	2		
		税制係	係 長	1		
			主 査	3		
			主 任	1		
			主 事	2		
			計	7		
		納税係	係 長	3		
			主 査	5		
			主 任	1		
			主 事	6		
			主 事 補	1		
		計	16			
			徴収指導員(嘱託)			2
		計				28
総務部	市民税課		課 長	1	1 市民税の調定に関する事。 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事。 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事。 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事。	
			副 課 長	3		
		(普通徴収)市民税係	係 長	1		
			主 査	2		
			主 任	2		
			主 事	4		
			主 事 補	1		
		計	10			
		(特別徴収・法人)市民税係	係 長	0		
			主 査	1		
主 任	2					
主 事	1					
計	4					
計			18			
総務部	資産税課		課 長	1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事。 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事。 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。 7 市税等に係る証明に関する事。 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事。 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事。	
			副 課 長	2		
		賦課係	主 査	2		
			主 任	2		
			主 事	4		
			計	8		
		土地評価係	係 長	2		
			主 査	3		
			主 任	1		
			主 事	3		
計	9					
家屋評価係	係 長	2				
	主 査	4				
	主 事	3				
	主 事 補	1				
計	10					
計			30			
合計			76			

4 令和元年度一般会計・特別会計・企業会計予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	67,300,000	42.79	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	11,852,000	7.54
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	205,000	0.13
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	19,420,000	12.35
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	28,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	164,000	0.10
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	15,473,000	9.84
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,397,000	2.80
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	774	0.00
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	5,608,000	3.57
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	415,000	0.26
	計	57,562,774	36.61
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	6,214,295	3.95
	病 院 事 業 会 計	14,037,881	8.93
	下 水 道 事 業 会 計	12,150,102	7.72
	計	32,402,278	20.60
合 計	157,265,052	100.00	

5 令和元年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比(%)	款	予 算 額	構成比(%)
1 市 税	32,654,000	48.52	1 議 会 費	458,325	0.68
2 地方譲与税	341,671	0.51	2 総 務 費	8,702,357	12.93
3 利子割交付金	30,000	0.04	3 民 生 費	27,945,066	41.52
4 配当割交付金	130,000	0.19	4 衛 生 費	7,822,683	11.62
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	80,000	0.12	5 労 働 費	175,693	0.26
6 地 方 消 費 税 金	3,600,000	5.35	6 農 林 水 産 業 費	1,018,534	1.51
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 金	12,000	0.02	7 商 工 費	1,599,582	2.38
8 自 動 車 取 得 税 金	100,000	0.15	8 土 木 費	6,571,240	9.76
9 環 境 性 能 割 金	45,000	0.07	9 消 防 費	2,595,788	3.86
10 地 方 特 例 金	180,000	0.27	10 教 育 費	6,023,123	8.95
11 地 方 交 付 税	720,000	1.07	11 公 債 費	4,357,609	6.48
12 交 通 特 別 安 全 対 策 交 付 金	26,037	0.04	12 予 備 費	30,000	0.05
13 分 担 金 及 び 分 担 金 及 び 金	903,589	1.34			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,656,270	2.46			
15 国 庫 支 出 金	11,985,782	17.81			
16 県 支 出 金	4,608,955	6.85			
17 財 産 収 入	208,812	0.31			
18 寄 附 金	401,006	0.60			
19 繰 入 金	2,477,257	3.68			
20 繰 越 金	300,000	0.44			
21 諸 収 入	1,761,521	2.62			
22 市 債	5,078,100	7.54			
合 計	67,300,000	100.00	合 計	67,300,000	100.00

6 市税当初予算額比較

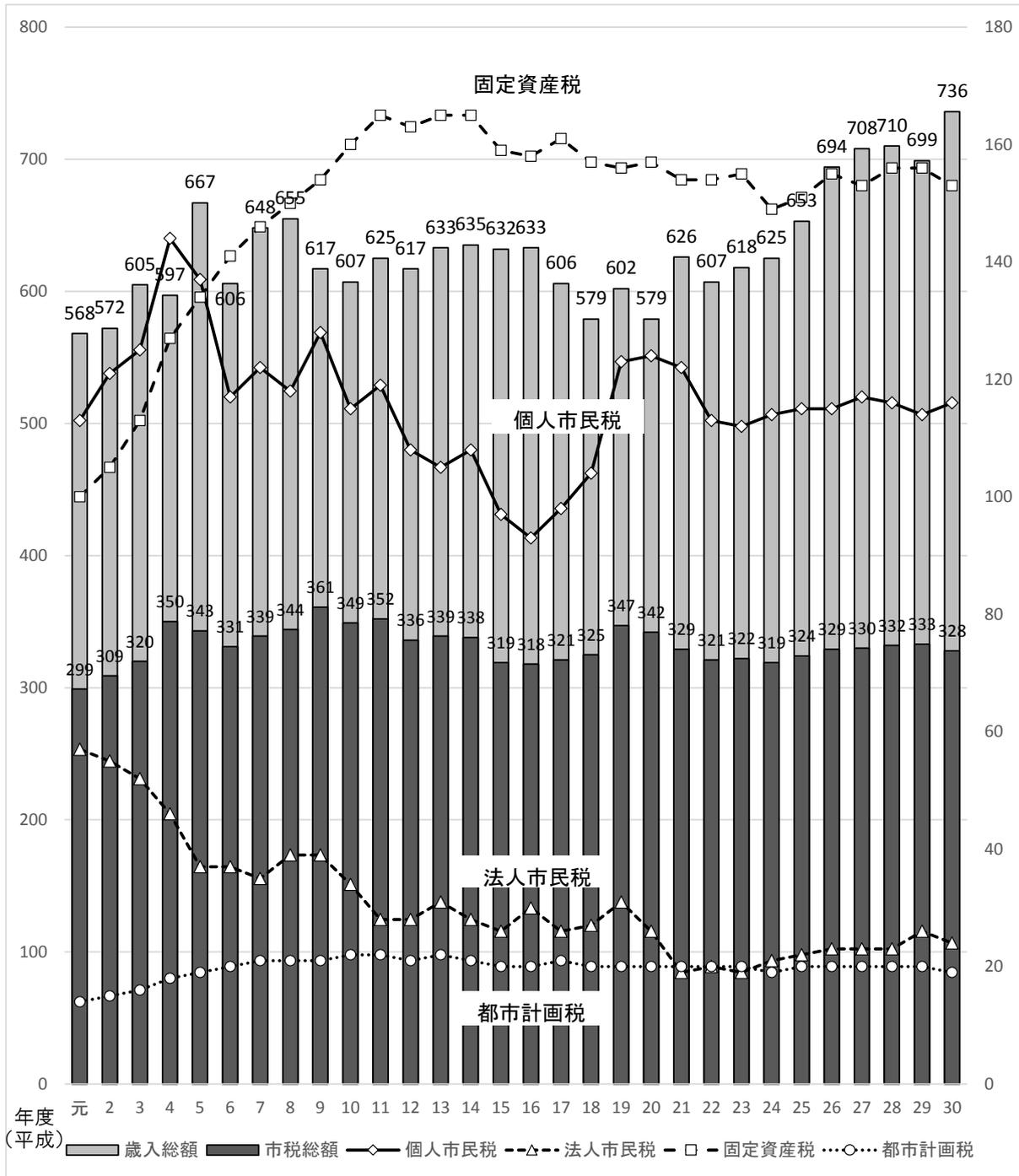
(単位:千円)

税 目	平成30年度予算額	構成比 (%)	令和元年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,125,834	34.22	11,341,730	34.73
	市民税(法人)	2,377,429	7.31	2,407,364	7.37
	固定資産税	15,145,407	46.59	15,128,990	46.33
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	29,811	0.09	29,633	0.09
	軽 自 動 車 税 (~令和元年9月30日)	342,447	1.05	354,579	1.09
	軽 自 動 車 税 (環 境 性 能 割)	0	-	5,000	0.02
	市 た ば こ 税	1,266,491	3.90	1,187,585	3.64
	入 湯 税	17,930	0.06	18,391	0.06
	都 市 計 画 税	1,903,205	5.85	1,898,532	5.81
	計	32,208,554	99.07	32,371,804	99.14
滞 納 繰 越 分	302,446	0.93	282,196	0.86	
合 計	32,511,000	100.00	32,654,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・
市税総額
(億円)

税目別
決算額
(億円)



8 年度別市税収納状況

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	34,734,676,125	32,947,512,055	94.85	34,538,079,725	33,013,392,567	95.59
現年課税分	32,842,258,743	32,425,424,365	98.73	32,913,987,927	32,549,310,000	98.89
滞納繰越分	1,892,417,382	522,087,690	27.59	1,624,091,798	464,082,567	28.57
市民税	14,723,264,816	13,759,132,270	93.45	14,832,791,288	14,027,771,476	94.57
現年課税分	13,718,319,952	13,506,447,534	98.46	13,983,021,860	13,788,652,420	98.61
個人	11,435,456,302	11,235,233,184	98.25	11,654,746,460	11,473,853,039	98.45
普通徴収	3,115,678,435	2,915,598,714	93.58	3,241,116,714	3,058,642,879	94.37
特別徴収	8,319,777,867	8,319,634,470	100.00	8,413,629,746	8,415,210,160	100.02
年金	607,898,175	608,308,099	100.07	524,950,912	523,265,061	99.68
給与	7,711,879,692	7,711,326,371	99.99	7,888,678,834	7,891,945,099	100.04
法人	2,282,863,650	2,271,214,350	99.49	2,328,275,400	2,314,799,381	99.42
滞納繰越分	1,004,944,864	252,684,736	25.14	849,769,428	239,119,056	28.14
個人	961,719,423	242,223,956	25.19	807,851,937	227,114,892	28.11
法人	43,225,441	10,460,780	24.20	41,917,491	12,004,164	28.64
固定資産税	16,218,721,769	15,504,980,541	95.60	15,968,905,398	15,343,697,103	96.08
現年課税分	15,447,368,900	15,269,373,526	98.85	15,294,982,300	15,147,592,642	99.04
純固定資産税	15,415,540,000	15,237,544,626	98.85	15,264,017,000	15,116,627,342	99.03
土地	6,756,413,200	6,678,400,345	98.85	6,678,584,500	6,614,095,953	99.03
家屋	5,662,609,400	5,597,226,138	98.85	5,497,119,400	5,444,039,103	99.03
償却資産	2,996,517,400	2,961,918,143	98.85	3,088,313,100	3,058,492,286	99.03
国有資産等所在市町村交付金	31,828,900	31,828,900	100.00	30,965,300	30,965,300	100.00
滞納繰越分	771,352,869	235,607,015	30.54	673,923,098	196,104,461	29.10
軽自動車税	278,284,598	261,135,700	93.84	282,025,911	267,927,191	95.00
現年課税分	261,928,400	257,812,156	98.43	268,394,900	264,316,783	98.48
滞納繰越分	16,356,198	3,323,544	20.32	13,631,011	3,610,408	26.49
市たばこ税	1,420,402,441	1,420,402,441	100.00	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00
現年課税分	1,420,402,441	1,420,402,441	100.00	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00
滞納繰越分	0	0	0.00	0	0	0.00
入湯税	15,253,050	15,253,050	100.00	16,394,250	16,394,250	100.00
現年課税分	15,253,050	15,253,050	100.00	16,394,250	16,394,250	100.00
滞納繰越分	0	0	0.00	0	0	0.00
都市計画税	2,078,749,451	1,986,608,053	95.57	2,037,956,361	1,957,596,030	96.06
現年課税分	1,978,986,000	1,956,135,658	98.85	1,951,188,100	1,932,347,388	99.03
土地	1,222,510,200	1,208,394,498	98.85	1,206,984,900	1,195,330,229	99.03
家屋	756,475,800	747,741,160	98.85	744,203,200	737,017,159	99.03
滞納繰越分	99,763,451	30,472,395	30.54	86,768,261	25,248,642	29.10

(単位：円、%)

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
34,474,619,050	33,207,024,396	96.32	34,455,187,189	33,268,654,483	96.56	33,924,339,250	32,828,825,928	96.77
33,080,627,233	32,757,374,002	99.02	33,291,485,558	32,978,954,595	99.06	32,809,941,536	32,516,121,263	99.10
1,393,991,817	449,650,394	32.26	1,163,701,631	289,699,888	24.89	1,114,397,714	312,704,665	28.06
14,597,430,333	13,929,251,305	95.42	14,645,066,242	14,051,216,311	95.95	14,498,410,358	13,955,721,750	96.26
13,877,958,413	13,710,636,309	98.79	14,046,388,536	13,893,864,035	98.91	13,950,368,659	13,808,774,911	98.99
11,550,977,113	11,386,711,429	98.58	11,374,119,936	11,232,627,662	98.76	11,556,286,459	11,416,043,011	98.79
2,670,583,155	2,519,382,406	94.34	2,389,569,285	2,257,706,141	94.48	2,493,857,748	2,362,851,214	94.75
8,880,393,958	8,867,329,023	99.85	8,984,550,651	8,974,921,521	99.89	9,062,428,711	9,053,191,797	99.90
531,102,969	529,253,414	99.65	566,797,897	564,722,679	99.63	576,185,563	574,101,466	99.64
8,349,290,989	8,338,075,609	99.87	8,417,752,754	8,410,198,842	99.91	8,486,243,148	8,479,090,331	99.92
2,326,981,300	2,323,924,880	99.87	2,672,268,600	2,661,236,373	99.59	2,394,082,200	2,392,731,900	99.94
719,471,920	218,614,996	30.39	598,677,706	157,352,276	26.28	548,041,699	146,946,839	26.81
681,125,005	210,998,623	30.98	571,633,028	150,305,528	26.29	514,128,816	139,633,526	27.16
38,346,915	7,616,373	19.86	27,044,678	7,046,748	26.06	33,912,883	7,313,313	21.56
16,117,887,558	15,597,844,815	96.77	16,125,446,220	15,611,919,415	96.82	15,793,240,147	15,316,074,597	96.98
15,529,567,400	15,396,138,818	99.14	15,634,078,400	15,497,186,502	99.12	15,301,934,700	15,172,066,624	99.15
15,499,264,300	15,365,835,718	99.14	15,604,267,100	15,467,375,202	99.12	15,272,301,200	15,142,433,124	99.15
6,592,885,800	6,536,129,597	99.14	6,556,033,300	6,498,519,042	99.12	6,438,162,000	6,383,415,063	99.15
5,771,606,200	5,721,920,149	99.14	5,962,640,300	5,910,331,714	99.12	5,793,106,000	5,743,844,299	99.15
3,134,772,300	3,107,785,972	99.14	3,085,593,500	3,058,524,446	99.12	3,041,033,200	3,015,173,762	99.15
30,303,100	30,303,100	100.00	29,811,300	29,811,300	100.00	29,633,500	29,633,500	100.00
588,320,158	201,705,997	34.29	491,367,820	114,732,913	23.35	491,305,447	144,007,973	29.31
337,323,606	324,221,819	96.12	351,306,485	337,202,428	95.99	366,262,249	350,728,924	95.76
326,343,100	320,681,387	98.27	340,097,300	334,168,898	98.26	353,252,900	347,164,154	98.28
10,980,506	3,540,432	32.24	11,209,185	3,033,530	27.06	13,009,349	3,564,770	27.40
1,373,254,770	1,373,254,771	100.00	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00
1,373,254,770	1,373,254,771	100.00	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
17,247,150	17,247,150	100.00	17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00
17,247,150	17,247,150	100.00	17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
2,031,475,633	1,965,204,536	96.74	2,021,492,520	1,956,440,607	96.78	1,975,335,119	1,915,209,280	96.96
1,956,256,400	1,939,415,567	99.14	1,959,045,600	1,941,859,438	99.12	1,913,293,900	1,897,024,197	99.15
1,197,815,000	1,187,503,365	99.14	1,181,752,100	1,171,384,918	99.12	1,159,240,000	1,149,396,322	99.15
758,441,400	751,912,202	99.14	777,293,500	770,474,520	99.12	754,053,900	747,627,875	99.15
75,219,233	25,788,969	34.29	62,446,920	14,581,169	23.35	62,041,219	18,185,083	29.31

9 平成30年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	32,511,000,000	33,924,339,250	32,828,825,928
現年課税分	32,208,554,000	32,809,941,536	32,516,121,263
滞納繰越分	302,446,000	1,114,397,714	312,704,665
市 民 税	13,645,646,000	14,498,410,358	13,955,721,750
現年課税分	13,503,263,000	13,950,368,659	13,808,774,911
個 人	11,125,834,000	11,556,286,459	11,416,043,011
普通徴収	—	2,493,857,748	2,362,851,214
特別徴収	—	9,062,428,711	9,053,191,797
年金	—	576,185,563	574,101,466
給与	—	8,486,243,148	8,479,090,331
法 人	2,377,429,000	2,394,082,200	2,392,731,900
滞納繰越分	142,383,000	548,041,699	146,946,839
個 人	138,398,000	514,128,816	139,633,526
法 人	3,985,000	33,912,883	7,313,313
固 定 資 産 税	15,314,548,000	15,793,240,147	15,316,074,597
現年課税分	15,175,218,000	15,301,934,700	15,172,066,624
純固定資産税	15,145,407,000	15,272,301,200	15,142,433,124
土 地	6,389,139,000	6,438,162,000	6,383,415,063
家 屋	5,765,998,000	5,793,106,000	5,743,844,299
償却資産	2,990,270,000	3,041,033,200	3,015,173,762
国有資産等所在 市町村交付金	29,811,000	29,633,500	29,633,500
滞納繰越分	139,330,000	491,305,447	144,007,973
軽 自 動 車 税	345,575,000	366,262,249	350,728,924
現年課税分	342,447,000	353,252,900	347,164,154
滞納繰越分	3,128,000	13,009,349	3,564,770
市 た ば こ 税	1,266,491,000	1,269,949,677	1,269,949,677
現年課税分	1,266,491,000	1,269,949,677	1,269,949,677
滞納繰越分	0	0	0
入 湯 税	17,930,000	21,141,700	21,141,700
現年課税分	17,930,000	21,141,700	21,141,700
滞納繰越分	0	0	0
都 市 計 画 税	1,920,810,000	1,975,335,119	1,915,209,280
現年課税分	1,903,205,000	1,913,293,900	1,897,024,197
土 地	1,148,556,000	1,159,240,000	1,149,396,322
家 屋	754,649,000	754,053,900	747,627,875
滞納繰越分	17,605,000	62,041,219	18,185,083

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
40,658,893	1,054,854,429	100.98	96.77	101.81	96.56	100
36,499	293,783,774	100.95	99.10	102.00	99.06	99.05
40,622,394	761,070,655	103.39	28.06	83.83	24.89	0.95
24,463,638	518,224,970	102.27	96.26	104.51	95.95	42.51
36,499	141,557,249	102.26	98.99	104.65	98.91	42.06
36,499	140,206,949	102.61	98.79	100.47	98.76	34.77
0	131,006,534	—	94.75	—	94.48	7.20
36,499	9,200,415	—	99.90	—	99.89	27.58
0	2,084,097	—	99.64	—	99.63	1.75
36,499	7,116,318	—	99.92	—	99.91	25.83
0	1,350,300	100.64	99.94	126.91	99.59	7.29
24,427,139	376,667,721	103.21	26.81	93.70	26.28	0.45
22,846,755	351,648,535	100.89	27.16	93.92	26.29	0.43
1,580,384	25,019,186	183.52	21.56	89.23	26.06	0.02
13,682,376	463,483,174	100.01	96.98	100.22	96.82	46.65
0	129,868,076	99.98	99.15	100.48	99.12	46.22
0	129,868,076	99.98	99.15	100.49	99.14	46.13
0	54,746,937	99.91	99.15	100.17	99.14	19.44
0	49,261,701	99.62	99.15	100.42	99.14	17.50
0	25,859,438	100.83	99.15	101.29	99.14	9.18
0	0	99.40	100.00	98.38	100.00	0.09
13,682,376	333,615,098	103.36	29.31	73.90	23.35	0.44
784,996	14,748,329	101.49	95.76	101.35	95.99	1.07
0	6,088,746	101.38	98.28	101.22	98.26	1.06
784,996	8,659,583	113.96	27.40	117.90	27.06	0.01
0	0	100.27	100.00	95.84	100.00	3.87
0	0	100.27	100.00	95.84	100.00	3.87
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	117.91	100.00	114.01	100.00	0.06
0	0	117.91	100.00	114.01	100.00	0.06
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1,727,883	58,397,956	99.71	96.96	100.05	96.78	5.83
0	16,269,703	99.68	99.15	100.33	99.12	5.78
0	9,843,678	100.07	99.15	100.38	99.12	3.50
0	6,426,025	99.07	99.15	100.24	99.12	2.28
1,727,883	42,128,253	103.29	29.31	73.58	23.35	0.06

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合があります。

10 市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯あたり (円)
	調定額(円)	指数	世帯数 (世帯)	指数	人口(人)	指数	
元	29,907,548,835	100.0	60,425	100.0	191,855	100.0	494,953
2	31,025,233,743	103.7	61,360	101.5	193,417	100.8	505,626
3	32,247,475,877	107.8	62,480	103.4	194,916	101.6	516,125
4	35,373,160,874	118.3	63,678	105.4	196,011	102.2	555,501
5	34,478,571,375	115.3	65,060	107.7	197,460	102.9	529,950
6	33,229,000,077	111.1	66,649	110.3	199,165	103.8	498,567
7	34,170,533,271	114.3	67,916	112.4	200,103	104.3	503,129
8	34,879,595,036	116.6	68,664	113.6	200,290	104.4	507,975
9	36,503,851,063	122.1	69,267	114.6	200,171	104.3	527,002
10	35,300,853,234	118.0	70,087	116.0	200,329	104.4	503,672
11	35,484,705,695	118.6	71,081	117.6	200,692	104.6	499,215
12	33,951,016,838	113.5	71,532	118.4	200,173	104.3	474,627
13	34,176,837,105	114.3	72,221	119.5	199,886	104.2	473,226
14	34,074,965,090	113.9	72,905	120.7	199,616	104.0	467,389
15	32,107,987,955	107.4	73,588	121.8	199,290	103.9	436,321
16	32,011,107,386	107.0	74,303	123.0	198,851	103.6	430,819
17	32,218,522,706	107.7	74,291	122.9	198,741	103.6	433,680
18	32,679,178,494	109.3	75,581	125.1	198,951	103.7	432,373
19	34,950,923,128	116.9	76,520	126.6	198,881	103.7	456,755
20	34,574,540,024	115.6	77,266	127.9	198,698	103.6	447,474
21	33,191,002,262	111.0	78,013	129.1	198,341	103.4	425,455
22	32,268,949,029	107.9	77,793	128.7	198,327	103.4	414,805
23	32,223,820,353	107.7	78,305	129.6	197,733	103.1	411,517
24	31,976,994,557	106.9	78,981	130.7	196,880	102.6	404,869
25	32,266,987,794	107.9	79,656	131.8	196,073	102.2	405,079
26	32,842,258,743	109.8	80,289	132.9	195,125	101.7	409,051
27	32,913,987,927	110.1	79,120	130.9	194,086	101.2	416,001
28	33,080,627,233	110.6	79,872	132.2	193,313	100.8	414,171
29	33,291,485,558	111.3	80,642	133.5	192,407	100.3	412,831
30	32,809,941,536	109.7	81,087	134.2	191,181	99.6	404,626

* 指数は、平成元年度を100とした。

税 負 担 額			住 民 所 得				
指数	1人当り(円)	指数	所得総額(千円)	1世帯あたり(円)	指数	1人当り(円)	指数
100.0	155,886	100.0	267,353,410	4,424,550	100.0	1,393,518	100.0
102.2	160,406	102.9	290,898,700	4,740,852	107.1	1,503,998	107.9
104.3	165,443	106.1	321,318,763	5,142,746	116.2	1,648,499	118.3
112.2	180,465	115.8	363,431,806	5,707,337	129.0	1,854,140	133.1
107.1	174,610	112.0	337,699,890	5,190,592	117.3	1,710,219	122.7
100.7	166,842	107.0	346,363,908	5,196,836	117.5	1,739,080	124.8
101.7	170,765	109.5	350,608,385	5,162,383	116.7	1,752,140	125.7
102.6	174,145	111.7	348,886,706	5,081,072	114.8	1,741,908	125.0
106.5	182,363	117.0	352,753,049	5,092,657	115.1	1,762,259	126.5
101.8	176,214	113.0	349,811,333	4,991,102	112.8	1,746,184	125.3
100.9	176,812	113.4	359,253,386	5,054,141	114.2	1,790,073	128.5
95.9	169,608	108.8	333,297,607	4,659,420	105.3	1,665,048	119.5
95.6	170,982	109.7	328,739,799	4,551,859	102.9	1,644,636	118.0
94.4	170,703	109.5	331,749,898	4,550,441	102.8	1,661,940	119.3
88.2	161,112	103.4	302,259,158	4,107,452	92.8	1,516,680	108.8
87.0	160,980	103.3	295,731,042	3,980,069	90.0	1,487,199	106.7
87.6	162,113	104.0	298,915,249	4,023,573	90.9	1,504,044	107.9
87.4	164,257	105.4	305,274,314	4,039,035	91.3	1,534,420	110.1
92.3	175,738	112.7	307,503,012	4,018,597	90.8	1,546,166	111.0
90.4	174,005	111.6	308,989,641	3,999,038	90.4	1,555,072	111.6
86.0	167,343	107.3	306,729,431	3,931,773	88.9	1,546,475	111.0
83.8	162,706	104.4	288,712,316	3,711,289	83.9	1,455,739	104.5
83.1	162,966	104.5	286,550,358	3,659,413	82.7	1,449,178	104.0
81.8	162,419	104.2	284,615,018	3,603,588	81.4	1,445,627	103.7
81.8	164,566	105.6	283,294,467	3,556,474	80.4	1,444,842	103.7
82.6	168,314	108.0	286,090,273	3,563,256	80.5	1,466,190	105.2
84.0	169,585	108.8	287,893,214	3,638,691	82.2	1,483,328	106.4
83.7	171,125	109.8	288,310,605	3,609,658	81.6	1,491,419	107.0
83.4	173,026	111.0	292,611,258	3,628,522	82.0	1,520,793	109.1
81.8	171,617	110.1	295,872,125	3,648,823	82.5	1,547,602	111.1

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 令和元年度市民税の納税義務者に関する調

(令和元年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	96,880	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	93	
	計	96,973		
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	91,940	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	42	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	20	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	277	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	29	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	205	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	70	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	716	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	39	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	3,998	
		計	5,396	
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,344	
		うち連結申告法人	123	

(2) 令和元年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

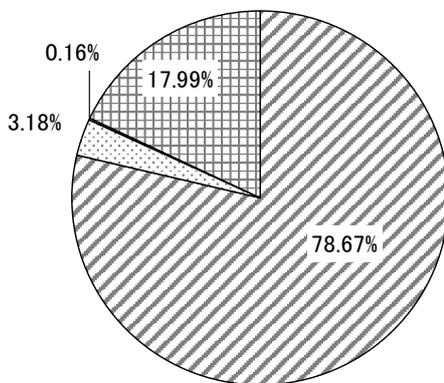
(令和元年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給与所得者	2,047	7,165	72,331	253,159	9,272,513	74,378	260,324	72,331	9,272,513	74,378
営業等所得者	467	1,635	2,923	10,231	406,879	3,390	11,866	2,923	406,879	3,390
農業所得者	26	91	146	511	11,679	172	602	146	11,679	172
その他の所得者	2,400	8,400	16,540	57,890	1,423,147	18,940	66,290	16,540	1,423,147	18,940
家屋敷等のみ	93	326				93	326			93
計	5,033	17,617	91,940	321,791	11,114,218	96,973	339,408	91,940	11,114,218	96,973

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

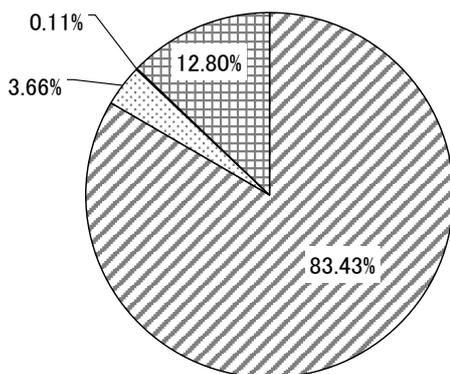
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給与所得者…… 78.67%
- 営業等所得者…… 3.18%
- 農業所得者…… 0.16%
- その他の所得者…… 17.99%

納税義務者数 91,940人

所得割額の構成図



- 給与所得者…… 83.43%
- 営業等所得者…… 3.66%
- 農業所得者…… 0.11%
- その他の所得者…… 12.8%

所得割額 11,114,218千円

(3) 令和元年度所得区分別所得割額調

(令和元年7月1日現在)

課税標準額の段階 区分	給 与 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2,547	1,386,621	4,253	544
10万円 を超え 100万円 以下の金額	19,102	26,060,998	621,201	1,364
100万円 " 200万円 "	21,815	54,217,179	1,795,803	2,485
200万円 " 300万円 "	12,670	48,032,108	1,741,045	3,791
300万円 " 400万円 "	6,660	34,034,268	1,324,442	5,110
400万円 " 550万円 "	5,079	33,333,894	1,363,907	6,563
550万円 " 700万円 "	1,764	14,544,275	620,983	8,245
700万円 " 1,000万円 "	1,319	13,731,234	621,121	10,410
1,000万円 を 超 え る 金 額	947	19,426,281	984,080	20,513
合 計	71,903	244,766,858	9,076,835	3,404

課税標準額の段階 区分	営 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	152	138,680	249	912
10万円 を超え 100万円 以下の金額	1,004	1,539,924	27,260	1,534
100万円 " 200万円 "	720	1,910,217	58,090	2,653
200万円 " 300万円 "	424	1,622,756	58,324	3,827
300万円 " 400万円 "	218	1,094,179	43,894	5,019
400万円 " 550万円 "	147	917,554	39,695	6,242
550万円 " 700万円 "	68	540,915	24,215	7,955
700万円 " 1,000万円 "	79	817,283	37,206	10,345
1,000万円 を 超 え る 金 額	89	2,090,240	106,896	23,486
合 計	2,901	10,671,748	395,829	3,679

課税標準額の段階 区分	農 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	11	9,612	16	874
10万円 を超え 100万円 以下の金額	66	112,555	1,952	1,705
100万円 " 200万円 "	36	103,275	2,877	2,869
200万円 " 300万円 "	13	48,696	1,889	3,746
300万円 " 400万円 "	7	33,196	1,342	4,742
400万円 " 550万円 "	7	44,956	1,976	6,422
550万円 " 700万円 "	2	14,548	727	7,274
700万円 " 1,000万円 "	0	0	0	0
1,000万円 を 超 え る 金 額	1	15,774	685	15,774
合 計	143	382,612	11,464	2,676

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		1,072	896,771	1,875	837
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,210	12,617,591	253,945	1,370
100万円 " 200万円 "		3,589	8,462,715	283,206	2,358
200万円 " 300万円 "		897	3,232,809	124,671	3,604
300万円 " 400万円 "		366	1,743,959	73,169	4,765
400万円 " 550万円 "		256	1,586,812	69,594	6,198
550万円 " 700万円 "		120	919,861	42,596	7,666
700万円 " 1,000万円 "		119	1,174,039	56,848	9,866
1,000万円 を 超 え る 金 額		137	2,808,404	148,074	20,499
合 計		15,766	33,442,961	1,053,978	2,121

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		240	81,623	90,452	340
10万円 を超え 100万円 以下の金額		203	308,850	44,851	1,521
100万円 " 200万円 "		199	516,302	51,384	2,594
200万円 " 300万円 "		134	517,218	41,425	3,860
300万円 " 400万円 "		95	477,187	33,028	5,023
400万円 " 550万円 "		102	664,153	44,855	6,511
550万円 " 700万円 "		55	450,345	34,218	8,188
700万円 " 1,000万円 "		81	841,914	47,445	10,394
1,000万円 を 超 え る 金 額		118	2,750,354	187,423	23,308
合 計		1,227	6,607,946	575,081	5,385

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		4,022	2,513,307	96,845	625
10万円 を超え 100万円 以下の金額		29,585	40,639,918	949,209	1,374
100万円 " 200万円 "		26,359	65,209,688	2,191,360	2,474
200万円 " 300万円 "		14,138	53,453,587	1,967,354	3,781
300万円 " 400万円 "		7,346	37,382,789	1,475,875	5,089
400万円 " 550万円 "		5,591	36,547,369	1,520,027	6,537
550万円 " 700万円 "		2,009	16,469,944	722,739	8,198
700万円 " 1,000万円 "		1,598	16,564,470	762,620	10,366
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,292	27,091,053	1,427,158	20,968
合 計		91,940	295,872,125	11,113,187	3,218

(4) 令和元年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和元年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除		地震保険料控除	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	(人)	うち長期分 (人)
	12	13,020	88,120	5,052	65,065	15,252	23,552	1,458
	障害者控除			寡婦控除				
	普通	特別障害者	実人員	一般	特別割増	計		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
	1,610	1,500	3,072	886	970	1,856		
	寡夫控除	勤労学生控除	配偶者控除			計	配偶者特別控除	
			一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
206	12	15,470	4,621	20,091	3,841			
扶養控除						配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分(23万円)にかかる者		
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員		(人)		
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		(人)		
6,686	3,829	855	2,618	11,968		754		

障害者控除の 対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	760	632	1,392	892	905	1,797

特定支出控除 の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
4	1,880	905,858	23	9,885

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額 の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,438	3,962	5,984	33	1,285	402

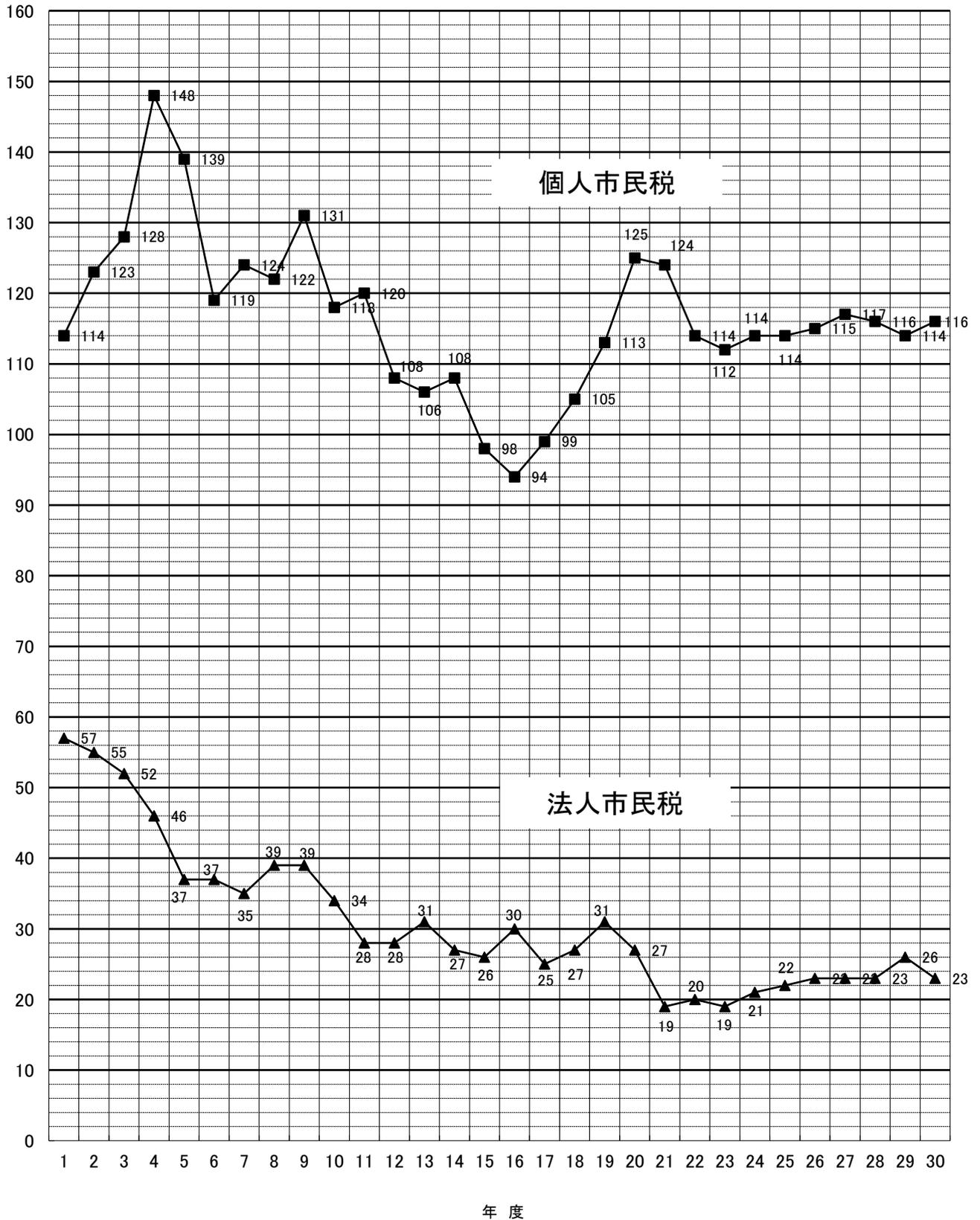
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度 区分			平成 26 年度		平成 27年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
			調定額 (千円)	前年比 (%)									
個人	普通徴収	均等割	110,793	123.3	108,768	98.2	92,705	85.2	87,965	94.9	87,745	99.7	
		所得割	3,004,833	100.9	3,131,396	104.2	2,576,902	82.3	2,301,604	89.3	2,406,113	104.5	
		計	3,115,626	101.5	3,240,164	104.0	2,669,607	82.4	2,389,569	89.5	2,493,858	104.4	
	特別徴収	均等割	218,690	115.3	221,522	101.3	240,014	108.3	247,333	103.0	250,646	101.3	
		所得割	8,011,803	99.5	8,128,136	101.5	8,506,359	104.7	8,628,489	101.4	8,698,366	100.8	
		計	8,230,493	99.8	8,349,658	101.4	8,746,373	104.8	8,875,822	101.5	8,949,012	100.8	
	人	計	均等割	329,483	117.9	330,290	100.2	332,719	100.7	335,298	100.8	338,391	100.9
			所得割	11,016,636	99.8	11,259,532	102.2	11,083,261	98.4	10,930,093	98.6	11,104,479	101.6
			計	11,346,119	100.3	11,589,822	102.1	11,415,980	98.5	11,265,391	98.7	11,442,870	101.6
		分離課税 (退職所得)	103,987	85.2	106,121	102.1	205,742	193.9	108,729	52.8	113,416	104.3	
法人	均等割	606,775	99.2	610,568	100.6	621,956	101.9	618,463	99.4	599,365	96.9		
	法人税割	1,676,089	109.5	1,717,706	102.5	1,705,025	99.3	2,053,806	120.5	1,794,718	87.4		
	計	2,282,864	106.5	2,328,274	102.0	2,326,981	99.9	2,672,269	114.8	2,394,083	89.6		
合計			13,732,970	101.1	14,024,217	102.1	13,948,703	99.5	14,046,389	100.7	13,950,369	99.3	

(端数処理のため、各欄の合計は一致しないことがあります。)

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)

調定額 (億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		平成 28 年度				平成 29 年度					
地 目	区 分	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額		
		(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)		
田	一 般 田	5,077,603	528,319	124	528,319	5,049,523	525,443	124	525,443		
	勸 告 遊 休 田					0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	198,745	11,370,678	89,737	3,940,467	193,376	10,847,548	87,391	3,731,608		
畑	一 般 畑	16,995,129	1,046,850	90	1,046,850	16,959,664	1,044,999	90	1,044,999		
	勸 告 遊 休 畑					0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	611,948	31,022,842	133,532	11,303,213	592,304	29,167,186	133,532	10,657,148		
宅 地	小規模住宅用地	10,333,045	713,334,826	464,145	118,872,418	10,401,211	705,951,471	464,145	117,651,641		
	一 般 住 宅 用 地	3,121,264	174,043,561	257,635	58,005,962	3,120,817	170,612,538	257,635	56,867,167		
	商業地等(非住宅用地)	4,925,909	292,362,799	547,602	199,673,968	4,918,262	288,644,489	547,602	197,462,105		
	小 計	18,380,218	1,179,741,186	547,602	376,552,348	18,440,290	1,165,208,498	547,602	371,980,913		
塩 田											
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0		
池 沼		8,673	340,358	58,392	237,609	8,012	300,788	57,176	210,591		
山 林	一 般 山 林	14,727,301	555,481	215	555,481	14,707,527	554,636	215	554,630		
	介 在 山 林	180,744	481,671	48,000	335,764	180,478	467,927	45,800	326,345		
牧 場		0	0	0	0	40,597	2,192	54	2,192		
原 野		2,274,985	48,968	296	48,762	2,279,343	49,049	296	48,843		
種 地	ゴ ル フ 場	216,988	596,055	2,850	396,369	216,988	596,055	2,850	396,369		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	複 合 利 用	単体利用	1,240,002	21,921,862	67,700	14,817,947	1,240,281	21,663,996	67,700	14,950,869
			小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	21,279	1,402,071	234,400	953,371	21,336	1,399,180	234,400	953,384
			計	21,279	1,402,071	234,400	953,371	21,336	1,399,180	234,400	953,384
	そ の 他 雑 種 地	2,638,541	98,086,038	343,768	67,498,275	2,647,568	95,844,883	343,768	66,177,482		
	計	4,116,810	122,006,026	343,768	83,665,962	4,126,173	119,504,114	343,768	82,478,104		
	そ の 他										
合 計		62,572,156	1,347,142,379		478,214,775	62,577,287	1,327,672,380		471,560,816		

(各年 1月1日現在)

平成 30 年度				令和 元 年 度			
地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
5,010,921	521,143	124	521,143	4,959,802	515,631	124	515,631
0	0	0	0	0	0	0	0
196,354	10,166,647	85,372	3,498,545	188,561	9,716,006	84,028	3,434,863
16,936,370	1,043,191	90	1,043,191	16,879,084	1,039,439	90	1,039,439
0	0	0	0	0	0	0	0
575,947	27,631,536	132,798	10,082,696	562,239	25,985,426	132,078	9,597,722
10,462,585	696,550,957	464,436	116,067,410	10,507,071	689,353,855	464,436	114,888,152
3,116,512	166,868,869	257,635	55,606,567	3,112,850	163,497,258	257,635	54,497,301
4,907,844	283,895,798	571,194	194,165,664	4,813,734	278,893,620	571,194	190,887,959
18,486,941	1,147,315,624	571,194	365,839,641	18,433,655	1,131,744,733	571,194	360,273,412
0	0	0	0	0	0	0	0
8,009	276,854	52,630	193,837	8,009	270,053	51,337	189,076
14,679,217	553,525	215	553,519	14,694,967	554,006	215	554,001
175,752	459,425	49,050	320,085	175,370	447,326	48,550	311,727
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,279,838	49,058	296	48,852	2,279,805	49,051	296	48,847
216,988	581,610	2,730	385,595	216,988	581,610	2,730	385,595
0	0	0	0	0	0	0	0
1,240,540	21,487,419	67,600	14,576,536	1,240,272	21,282,715	67,600	14,465,154
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,336	1,401,323	235,800	950,817	21,514	1,403,078	235,800	956,501
21,336	1,401,323	235,800	950,817	21,514	1,403,078	235,800	956,501
2,651,976	92,868,880	344,253	64,203,489	2,801,196	95,623,427	344,253	66,232,712
4,130,840	116,339,232	344,253	80,116,437	4,279,970	118,890,830	344,253	82,039,962
62,520,786	1,304,358,427		462,220,138	62,502,059	1,289,214,693		458,006,872

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	10,057	5,387,337	427,535	4,959,802	560,301	44,670		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	1,505	188,615	54	188,561	9,717,876	1,870		
畑	一 般 畑	199,390	17,985,612	1,106,528	16,879,084	1,108,248	68,809		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,344	562,480	241	562,239	25,988,416	2,990		
宅 地	小規模住宅用地		10,515,171	8,100	10,507,071	689,698,753	344,898		
	一 般 住 宅 用 地		3,113,780	930	3,112,850	163,530,062	32,804		
	商業地等(非住宅用地)		4,815,018	1,284	4,813,734	278,902,146	8,526		
	小 計	1,194,158	18,443,969	10,314	18,433,655	1,132,130,961	386,228		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	8,451	442	8,009	270,080	27		
山 林	一 般 山 林	1,953,155	16,072,642	1,377,675	14,694,967	606,244	52,238		
	介 在 山 林	59,672	186,795	11,425	175,370	450,574	3,248		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,778,144	2,545,808	266,003	2,279,805	54,408	5,357		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	581,610	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	41,911	1,240,288	16	1,240,272	21,282,737	22	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		21,514	0	21,514	1,403,078	0
	計	0	21,514	0	21,514	1,403,078	0		
その他雑種地	1,551,756	2,834,233	33,037	2,801,196	95,730,054	106,627			
計	2,281,156	4,313,023	33,053	4,279,970	118,997,479	106,649			
そ の 他		22,769,863							
合 計		39,262,440	65,735,329	3,233,270	62,502,059	1,289,886,779	672,086		

(平成31年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
54,325	3,767	50,558

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ヌ)-(フ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (フ) (筆)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ) (円)	最高価格 (カ) (円)
515,631	515,631	68	9,539	881	8,658	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
9,716,006	3,434,863	15	443	4	439	51,522	84,028
1,039,439	1,039,439	410	29,520	2,280	27,240	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
25,985,426	9,597,722	44	2,285	13	2,272	46,203	132,078
689,353,855	114,888,152		78,803	652	78,151	65,591	464,436
163,497,258	54,497,301		29,276	210	29,066	52,518	257,635
278,893,620	190,887,959		13,746	57	13,689	57,923	571,194
1,131,744,733	360,273,412	1,913	121,825	919	120,906	61,382	571,194
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
270,053	189,076	15	10	2	8	31,958	51,337
554,006	554,001	329	12,039	1,681	10,358	38	215
447,326	311,727	76	565	51	514	2,412	48,550
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,051	48,847	263	862	181	681	21	296
581,610	385,595	5	55	0	55	2,680	2,730
0	0	0	0	0	0	0	0
21,282,715	14,465,154	297	3,194	1	3,193	17,160	67,600
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,403,078	956,501		43	0	43	65,217	235,800
1,403,078	956,501	0	43	0	43	65,217	235,800
95,623,427	66,232,712	2,456	11,474	831	10,643	33,776	344,253
118,890,830	82,039,962	2,758	14,766	832	13,934	27,590	344,253
		76,689					
1,289,214,693	458,006,872	82,580	191,908	6,844	185,064	19,622	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分		地 積			決 定 価 格				
		評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)		
介 在 田		23,409	0	23,409	802,661	0	802,661		
介 在 畑		87,731	157	87,574	2,812,327	1,025	2,811,302		
宅地介在山林		186,795	11,425	175,370	450,574	3,248	447,326		
農地介在山林		0	0	0	0	0	0		
市 街 化 区 域 農 地	通 常 市 街 化 区 域 農 地	田	特定市農 (平27以前参入分)	157,178	54	157,124	8,453,183	1,870	8,451,313
		特定市農 (平28以後参入分)	8,028	0	8,028	462,032	0	462,032	
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	
		小 計	165,206	54	165,152	8,915,215	1,870	8,913,345	
	農 地	畑	特定市農 (平27以前参入分)	465,052	73	464,979	22,700,068	1,730	22,698,338
		特定市農 (平28以後参入分)	9,697	11	9,686	476,021	235	475,786	
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	
		小 計	474,749	84	474,665	23,176,089	1,965	23,174,124	
	計	特定市農 (平27以前参入分)	622,230	127	622,103	31,153,251	3,600	31,149,651	
		特定市農 (平28以後参入分)	17,725	11	17,714	938,053	235	937,818	
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	
		計	639,955	138	639,817	32,091,304	3,835	32,087,469	

(平成31年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
75,991	558,927	0	558,927	61	0	61
102,600	1,957,629	718	1,956,911	400	6	394
48,550	314,001	2,274	311,727	565	51	514
0	0	0	0	0	0	0
84,028	2,817,728	623	2,817,105	371	4	367
70,629	58,831	0	58,831	11	0	11
0	0	0	0	0	0	0
84,028	2,876,559	623	2,875,936	382	4	378
132,078	7,566,532	575	7,565,957	1,861	6	1,855
70,678	74,886	32	74,854	24	1	23
0	0	0	0	0	0	0
132,078	7,641,418	607	7,640,811	1,885	7	1,878
132,078	10,384,260	1,198	10,383,062	2,232	10	2,222
70,678	133,717	32	133,685	35	1	34
0	0	0	0	0	0	0
132,078	10,517,977	1,230	10,516,747	2,267	11	2,256

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(平成31年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	141	50,244	16,647,600	栄町2丁目554番13	10,829,779	342	571,194
	普通商業地区	1,121	734,402	71,522,305	栄町2丁目554番46	37,729,665	2,222	240,312
	計	1,262	784,646	88,169,905		48,559,444	2,564	571,194
住宅地区	併用住宅地区	3,247	1,316,073	110,467,581	城山1丁目575番7	45,775,338	6,373	165,415
	高級住宅地区	132	69,632	6,636,486	南町3丁目724番13	1,858,780	220	122,893
	普通住宅地区	38,382	11,350,830	781,024,153	城山1丁目585番1	196,441,361	65,024	146,295
	計	41,761	12,736,535	898,128,220		244,075,479	71,617	165,415
工業地区	大工場地区	125	1,473,889	50,495,079	成田919番3	34,928,725	883	43,170
	中小工場地区	269	216,324	9,859,649	前川148番1	5,704,329	538	85,107
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	394	1,690,213	60,354,728		40,633,054	1,421	85,107
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,588	3,155,350	84,911,601	荻窪487番3	26,897,266	12,521	69,500
	計	6,588	3,155,350	84,911,601		26,897,266	12,521	69,500
観 光 地 区	0	0	0	-	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	210	64,307	173,349	永塚181番3	104,011	350	3,514	
生産緑地地区内 の宅地	5	2,604	6,930	曾比2258番1	4,158	9	2,661	
合 計	50,220	18,433,655	1,131,744,733		360,273,412	88,482	571,194	

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(平成31年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,387,337	560,301	44,670	515,631	0	0		44,670	104,077
一 般 畑	17,985,612	1,108,248	68,809	1,039,439	0	0		68,809	61,636
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,375,877	1,131,947,526	383,072	1,131,564,454	683,340,196	88,059,015		771,782,283	62,275
一 般 山 林	16,072,642	606,244	52,238	554,006	0	5		52,243	37,710
小 計	57,821,468	1,134,222,319	548,789	1,133,673,530	683,340,196	88,059,020		771,948,005	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	65,488	176,505	3,156	173,349	0	69,338		72,494	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	6,930	0	6,930	0	2,772		2,772	
上記以外の 地目の計	7,845,769	155,481,025	120,141	155,360,884	266,870	37,899,056	21,570,569	59,856,636	
小 計	7,913,861	155,664,460	123,297	155,541,163	266,870	37,971,166	21,570,569	59,931,902	
合 計	65,735,329	1,289,886,779	672,086	1,289,214,693	683,607,066	126,030,186	21,570,569	831,879,907	

(注) 提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(平成31年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,529	6,272,370	167,447,612	26,696
	法定免税点未満のもの		3,462	109,371	198,127	1,812
	法定免税点以上のもの		57,067	6,162,999	167,249,485	27,138
木 造 以 外	総 数		15,877	5,418,405	274,601,684	50,679
	法定免税点未満のもの		180	3,147	17,310	5,500
	法定免税点以上のもの		15,697	5,415,258	274,584,374	50,706
計	総 数	60,146	76,406	11,690,775	442,049,296	37,812
	法定免税点未満のもの	2,858	3,642	112,518	215,437	1,915
	法定免税点以上のもの	57,288	72,764	11,578,257	441,833,859	38,161
非 課 税 家 屋			829	500,434		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
専 用 住 宅	44,733	876	43,857	4,989,758	39,296	4,950,462
共 同 住 宅・寄 宿 舎	2,229	1	2,228	466,856	123	466,733
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,244	64	2,180	203,619	201,182
	その他の用の部分 2	2,244	64	2,180	103,047	101,536
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,244	64	2,180	306,666	302,718
旅 館・料 亭・ホ テ ル	48	0	48	7,333	0	7,333
事 務 所・銀 行・店 舗	775	36	739	81,450	806	80,644
劇 場・病 院	55	0	55	10,158	0	10,158
工 場・倉 庫	811	106	705	77,997	5,667	72,330
土 蔵	182	16	166	8,979	770	8,209
附 属 家	9,452	2,363	7,089	323,173	58,761	264,412
合 計	60,529	3,462	57,067	6,272,370	109,371	6,162,999

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(平成31年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
144,499,635	85,965	144,413,670	28,959	2,188	29,172
13,814,251	167	13,814,084	29,590	1,358	29,597
3,521,946	5,573	3,516,373	17,297	2,287	17,479
1,563,073	3,611	1,559,462	15,169	2,390	15,359
5,085,019	9,184	5,075,835	16,582	2,326	16,768
124,739	0	124,739	17,011	0	17,011
1,639,059	3,844	1,635,215	20,123	4,769	20,277
327,882	0	327,882	32,278	0	32,278
449,994	9,475	440,519	5,769	1,672	6,090
26,473	1,917	24,556	2,948	2,490	2,991
1,480,560	87,575	1,392,985	4,581	1,490	5,268
167,447,612	198,127	167,249,485	26,696	1,812	27,138

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区分 構造別	棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	28	12	0	0	28	12
	鉄筋コンクリート造	311	206	0	0	311	206
	鉄骨造	1,035	622	0	0	1,035	622
	軽量鉄骨造	255	148	1	1	254	147
	れんが造・コンクリートブロック造	21	2	0	0	21	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,650	990	1	1	1,649	989
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	27	4	0	0	27	4
	鉄筋コンクリート造	1,153	69	0	0	1,153	69
	鉄骨造	1,328	203	0	0	1,328	203
	軽量鉄骨造	6,126	17	3	0	6,123	17
	れんが造・コンクリートブロック造	75	7	0	0	75	7
	その他	1	0	0	0	1	0
	計	8,710	300	3	0	8,707	300
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	57	19	0	0	57	19
	鉄骨造	50	17	0	0	50	17
	軽量鉄骨造	13	5	0	0	13	5
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	125	41	0	0	125	41
工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	14	2	0	0	14	2
	鉄筋コンクリート造	191	22	0	0	191	22
	鉄骨造	971	103	0	0	971	103
	軽量鉄骨造	400	20	9	0	391	20
	れんが造・コンクリートブロック造	193	7	11	0	182	7
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,769	154	20	0	1,749	154
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	942	54	12	0	930	54
	鉄骨造	564	118	7	0	557	118
	軽量鉄骨造	1,097	32	64	0	1,033	32
	れんが造・コンクリートブロック造	1,005	9	73	0	932	9
	その他	11	0	0	0	11	0
	計	3,623	214	156	0	3,467	214
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	77	19	0	0	77	19
	鉄筋コンクリート造	2,654	370	12	0	2,642	370
	鉄骨造	3,948	1,063	7	0	3,941	1,063
	軽量鉄骨造	7,891	222	77	1	7,814	221
	れんが造・コンクリートブロック造	1,295	25	84	0	1,211	25
	その他	12	0	0	0	12	0
	計	15,877	1,699	180	1	15,697	1,698

(平成31年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ロ) (円)
234,345	0	234,345	14,067,615	0	14,067,615	60,030	0	60,030
355,253	0	355,253	22,071,789	0	22,071,789	62,130	0	62,130
609,079	0	609,079	34,795,265	0	34,795,265	57,128	0	57,128
32,831	15	32,816	887,504	111	887,393	27,032	7,400	27,041
2,072	0	2,072	46,862	0	46,862	22,617	0	22,617
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,233,597	15	1,233,582	71,869,318	111	71,869,207	58,260	7,400	58,261
106,712	0	106,712	7,076,207	0	7,076,207	66,311	0	66,311
835,929	0	835,929	54,393,542	0	54,393,542	65,070	0	65,070
348,253	0	348,253	17,989,793	0	17,989,793	51,657	0	51,657
927,487	48	927,439	35,528,755	408	35,528,347	38,306	8,500	38,308
6,576	0	6,576	92,153	0	92,153	14,014	0	14,014
222	0	222	3,404	0	3,404	15,333	0	15,333
2,225,179	48	2,225,131	115,083,854	408	115,083,446	51,719	8,500	51,720
61,749	0	61,749	10,546,766	0	10,546,766	170,801	0	170,801
74,282	0	74,282	5,832,316	0	5,832,316	78,516	0	78,516
35,332	0	35,332	3,205,781	0	3,205,781	90,733	0	90,733
3,713	0	3,713	164,622	0	164,622	44,337	0	44,337
51	0	51	1,536	0	1,536	30,118	0	30,118
0	0	0	0	0	0	0	0	0
175,127	0	175,127	19,751,021	0	19,751,021	112,781	0	112,781
101,152	0	101,152	4,478,853	0	4,478,853	44,278	0	44,278
202,655	0	202,655	4,975,481	0	4,975,481	24,551	0	24,551
1,052,105	0	1,052,105	43,170,909	0	43,170,909	41,033	0	41,033
48,247	256	47,991	451,301	1,144	450,157	9,354	4,469	9,380
10,324	230	10,094	97,483	1,051	96,432	9,442	4,570	9,553
20	0	20	279	0	279	13,950	0	13,950
1,414,503	486	1,414,017	53,174,306	2,195	53,172,111	37,592	4,516	37,604
16,068	4	16,064	1,781,784	163	1,781,621	110,890	40,750	110,908
69,688	188	69,500	3,596,046	2,149	3,593,897	51,602	11,431	51,711
219,148	163	218,985	8,754,413	796	8,753,617	39,947	4,883	39,974
45,489	1,406	44,083	384,191	5,735	378,456	8,446	4,079	8,585
19,307	837	18,470	200,686	5,753	194,933	10,394	6,873	10,554
299	0	299	6,065	0	6,065	20,284	0	20,284
369,999	2,598	367,401	14,723,185	14,596	14,708,589	39,792	5,618	40,034
520,026	4	520,022	37,951,225	163	37,951,062	72,979	40,750	72,980
1,537,807	188	1,537,619	90,869,174	2,149	90,867,025	59,090	11,431	59,096
2,263,917	163	2,263,754	107,916,161	796	107,915,365	47,668	4,883	47,671
1,057,767	1,725	1,056,042	37,416,373	7,398	37,408,975	35,373	4,289	35,424
38,330	1,067	37,263	438,720	6,804	431,916	11,446	6,377	11,591
558	0	558	10,031	0	10,031	17,977	0	17,977
5,418,405	3,147	5,415,258	274,601,684	17,310	274,584,374	50,679	5,500	50,706

(9) 新增分家屋に関する調
=木造家屋=

(平成30年1月2日～平成31年1月1日)

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ)		
						(千円)	うち 増築分	
新 増 分	専用住宅	617	10	66,634	177	5,132,039	12,781	77,018
	共同住宅・寄宿舎	39	0	10,619	0	829,003	0	78,068
	併用住宅	9	0	1,257	0	88,999	0	70,803
	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	15	2	1,495	5	75,606	500	50,573
	劇場・病院	1	0	209	0	12,994	0	62,172
	工場・倉庫	4	0	468	0	16,089	0	34,378
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
附属家	7	1	451	8	26,442	281	58,630	
合計		692	13	81,133	190	6,181,172	13,562	76,186

=木造以外の家屋=

家屋の種類		区分 構造別		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
				総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ)		
								(千円)	うち 増築分	
新 増 分	事務所・ 百貨・ 店舗・ 店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	1	0	537	0	74,899	0	139,477	
		鉄骨造	11	0	7,187	0	821,414	0	114,292	
		軽量鉄骨造	4	0	782	0	42,099	0	53,835	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	16	0	8,506	0	938,412	0	110,324	
	住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	7	0	13,138	0	1,421,847	0	108,224	
		鉄骨造	14	0	4,112	0	386,012	0	93,875	
		軽量鉄骨造	114	0	16,484	0	1,421,352	0	86,226	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	1	1	4	3	213	213	53,250	
		計	136	1	33,738	3	3,229,424	213	95,721	
	増	病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	2	0	5,897	0	794,711	0	134,765
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	2	0	5,897	0	794,711	0	134,765
	分	工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	1	0	65	0	3,922	0	60,338
			鉄骨造	10	1	15,164	1,155	1,585,394	127,984	104,550
			軽量鉄骨造	1	0	32	0	888	0	27,750
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
計			12	1	15,261	1,155	1,590,204	127,984	104,201	
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄筋コンクリート造	1	0	20	0	770	0	38,500		
	鉄骨造	1	0	6	0	527	0	87,833		
	軽量鉄骨造	13	1	409	11	10,678	589	26,108		
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0		
	計	15	1	435	11	11,975	589	27,529		
合計		181	3	63,837	1,169	6,564,726	128,786	102,836		

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
専用住宅	444	41,315	571,716	13,838
共同住宅・寄宿舍	24	4,059	55,673	13,716
併用住宅	41	4,449	44,725	10,053
旅館・料亭・ホテル	1	308	12,234	39,721
事務所・銀行・店舗	15	1,166	13,529	11,603
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	7	968	2,658	2,746
土蔵	3	133	370	2,782
附属家	135	3,959	15,876	4,010
合計	670	56,357	716,781	12,719

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	23	23,707	1,985,883	83,768
住宅・アパート	38	20,501	659,893	32,188
病院・ホテル	1	240	4,448	18,533
工場・倉庫・市場	24	9,001	175,791	19,530
その他	41	3,532	112,441	31,835
合計	127	56,981	2,938,456	51,569

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
平成29年度	木造	6,098,612	168,268,732	27,591	168,247,154
	木造以外	5,474,691	277,747,810	50,733	277,183,203
	計	11,573,303	446,016,542	38,538	445,430,357
平成30年度	木造	6,136,976	161,779,508	26,361	161,758,155
	木造以外	5,405,733	270,849,618	50,104	270,294,948
	計	11,542,709	432,629,126	37,481	432,053,103
平成31年度	木造	6,162,999	167,249,485	27,138	167,228,132
	木造以外	5,415,258	274,584,374	50,706	274,006,941
	計	11,578,257	441,833,859	38,161	441,235,073

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(平成31年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和元年度に新たに軽減			令和元年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	2,162	188,889	99,395	642	57,894	31,099	764	65,112	32,658
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	665	44,526	28,104	234	15,952	11,453	96	7,956	4,663
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,058	114,689	61,448	223	24,037	14,034	223	23,723	11,597
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	47	5,067	2,760	5	558	329	11	1,288	611
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 (非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
第2種 住宅 以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	-	55	2,084	1,084	35	1,315	681			
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅 以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	9	965	116	9	965	116	9	965	116
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	8	769	79	8	769	79	8	769	79
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	4	425	55	4	425	55	4	425	55
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0				0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年附則第8条第13項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/3	0	0	0				0	0	0
平成27年附則第17条第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	6	353	206				6	353	206
平成27年附則第17条第12項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	149	5,854	3,756				141	5,544	3,594
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	18	1,032	497				0	0	0
	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4,181	364,653	197,500	1,160	101,915	57,846	1,262	106,135	53,579

(13) 償却資産の価格等に関する調

(平成31年1月1日現在)

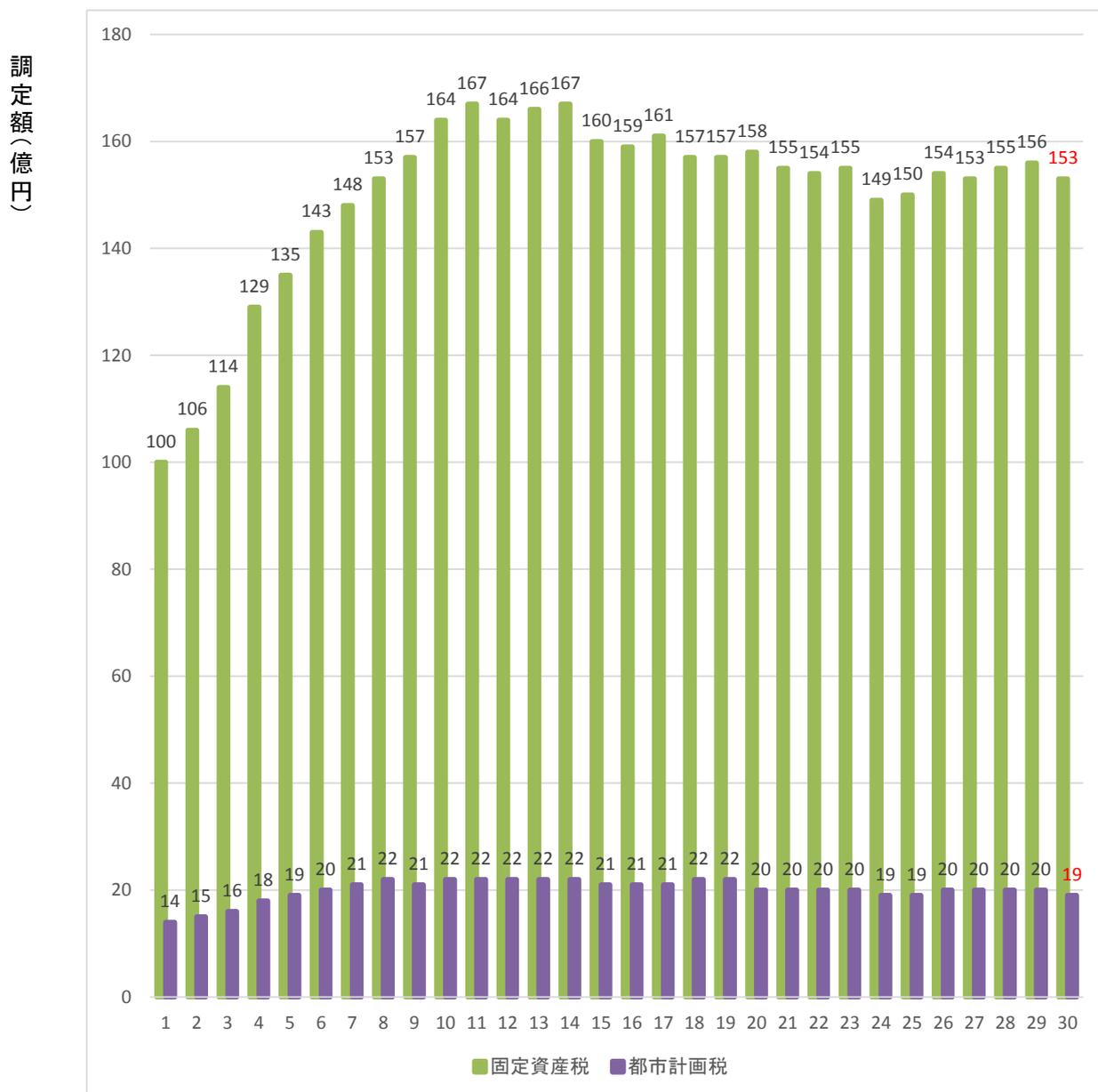
総括表		(法定免税点以上のもの) 納税義務者数 2,220人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町 村長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	36,386,474	36,353,301	60,710	36,292,591
	機 械 及 び 装 置	52,275,668	52,060,273	145,036	51,915,237
	船 舶	47,359	28,020	19,339	8,681
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	502,487	499,627	2,860	496,767
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	24,179,364	24,133,448	45,862	24,087,586
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	113,391,352	113,074,669	273,807	112,800,862
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	95,053,077	92,499,611		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,295,984	6,025,304		
	小 計 (ニ)	102,349,061	98,524,915		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		215,740,413	211,599,584		
同 上 内 訳	市町村分の額		211,599,584		
	道府県分の額		-		

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第3項(1)	ガス事業用資産	2,587	1 / 3	862
	第3項(2)	ガス事業用資産	27,269	2 / 3	18,179
	第6項	内航船舶	38,677	1 / 2	19,339
	第10項	日本放送協会	26,088	1 / 2	13,044
	第21項	科学技術振興機構	15,171	1 / 2	7,585
法附則第15条	第2項(1)	公共の危害防止施設等	6,214	1 / 3	2,071
	第2項(2)	公共の危害防止施設等	1,188	1 / 6	198
	第23項	日本郵政公社の民営化に係る承継特例	40,427	5 / 6	33,689
	第33項	再生可能エネルギー発電設備	66,430	2 / 3	44,287
	第42項	無電柱化	6,026	2 / 3	4,017
	第44項	特定事業所内保育施設(わがまち特例)適用分	4,647	1 / 2	2,324
	第47項	先端設備等	99,631	0	0
	旧第43項	経営力向上設備等	256,135	1 / 2	128,212

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)



3 軽自動車税

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車 種		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
				(台)	(台)	(台)	(台)	前年比(%)
原動機付自転車	50 cc 以下		10,737	10,402	10,077	9,687	96.13	
	90 cc 以下		841	819	790	783	99.11	
	90ccを超えるもの		2,480	2,573	2,657	2,750	103.50	
	ミニカー		190	185	185	187	101.08	
	小 計		14,248	13,979	13,709	13,407	97.80	
軽自動車	二 輪 車		2,804	2,804	2,799	2,801	100.07	
	三 輪 車	新 税 率	旧税率	0	0	0	0	-
			軽課なし	0	0	0	0	-
			75%減	0	0	0	0	-
			50%減	0	0	0	0	-
			25%減	0	0	0	0	-
		重課	1	1	1	1	100.00	
	乗 用 車	営 業 用	旧税率	0	0	0	0	-
			軽課なし	0	0	1	1	-
			75%減	0	0	0	0	-
			50%減	0	0	0	0	-
			25%減	0	0	0	0	-
		重課	0	0	0	0	-	
		自 家 用	旧税率	21,276	19,281	17,531	15,709	89.61
			軽課なし	212	2,221	4,311	6,141	142.45
			75%減	0	1	1	0	0.00
			50%減	737	696	425	351	82.59
	25%減		860	675	654	751	114.83	
	四 輪 車	営 業 用	重課	4,416	5,118	5,425	5,886	108.50
			旧税率	228	219	196	179	91.33
			軽課なし	18	25	66	123	186.36
			75%減	0	0	0	0	-
			50%減	0	0	0	0	-
		貨 物	25%減	9	15	12	14	116.67
			重課	36	34	45	45	100.00
			旧税率	6,356	5,538	4,812	4,144	86.12
			軽課なし	357	906	1,492	2,040	136.73
75%減			0	0	0	0	-	
50%減			0	0	0	0	-	
25%減			170	159	99	95	95.96	
重課	2,730	2,890	3,026	3,086	101.98			
小 計		40,210	40,583	40,896	41,367	101.15		
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用		658	669	685	695	101.46	
	特 殊 作 業 用		385	383	388	381	98.20	
	小 計		1,043	1,052	1,073	1,076	100.28	
二輪の小型自動車		2,323	2,311	2,340	2,418	103.33		
合 計		57,824	57,925	58,018	58,268	100.43		
当 初 調 定 額		326,263 千円	340,768 千円	353,532 千円	366,987 千円	103.81		

* 非課税及び減免車両を除く課税台数

(2) 令和元年度軽自動車税課税状況

(平成31年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50 cc 以下	9,700	25	9,725	25	13	9,687	2,000	19,374			
	90 cc 以下	784	12	796	12	1	783	2,000	1,566			
	90cc を超えるもの	2,751	40	2,791	40	1	2,750	2,400	6,600			
	ミニカー	188	0	188	0	1	187	3,700	692			
	小 計	13,423	77	13,500	77	16	13,407		28,232			
軽自動車	二 輪 車		2,802	0	2,802	0	1	2,801	3,600	10,084		
		三輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			軽課なし	1	0	1	0	0	1	6,900	7	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0		
		自家用	旧税率	16,026	6	16,032	6	317	15,709	7,200	113,105	
			軽課なし	6,280	1	6,281	1	139	6,141	10,800	66,323	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	2,700	0
				50%減	354	1	355	1	3	351	5,400	1,895
	25%減			766	0	766	0	15	751	8,100	6,083	
	重課	6,010	2	6,012	2	124	5,886	12,900	75,929			
	四輪車	営業用	旧税率	183	0	183	0	4	179	3,000	537	
			軽課なし	127	0	127	0	4	123	3,800	467	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	14	0	14	0	0	14	2,900	41
		重課	45	0	45	0	0	45	4,500	203		
		貨物	自家用	旧税率	4,187	20	4,207	20	43	4,144	4,000	16,576
				軽課なし	2,059	9	2,068	9	19	2,040	5,000	10,200
新税率				75%減	0	0	0	0	0	0	1,300	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0
	25%減			95	0	95	0	0	95	3,800	361	
重課	3,113	14	3,127	14	27	3,086	6,000	18,516				
小 計		42,063	53	42,116	53	696	41,367		320,331			
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	695	0	695	0	0	695	2,400	1,668			
	特 殊 作 業 用	381	2	383	2	0	381	5,900	2,248			
	小 計	1,076	2	1,078	2	0	1,076		3,916			
二輪の小型自動車		2,418	21	2,439	21	0	2,418	6,000	14,508			
合 計		58,980	153	59,133	153	712	58,268		366,987			

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成24年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	288,037,197	0	1,437,586	286,599,611	96.70	1,323,516,982	96.70	
	旧3級品の紙巻たばこ	10,874,480	0	10,740	10,863,740	120.71	23,791,590	120.71	
	計	298,911,677	0	1,448,326	297,463,351	97.36	1,347,308,572	97.03	
平成25年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	280,641,217	0	1,531,841	279,109,376	97.39	1,453,556,996	109.83	
	旧3級品の紙巻たばこ	11,796,520	0	8,320	11,788,200	108.51	29,125,000	122.42	
	手持ち品課税	4,198,440	0	0	4,198,440	—	2,004,829	—	
	旧3級品以外①	3,534,260	0	0	3,534,260	—	1,134,497	—	平成18年度増税分 321円/1,000本
	旧3級品①	0	0	0	0	—	0	—	平成18年度増税分 152円/1,000本
	旧3級品以外②	654,980	0	0	654,980	—	864,573	—	平成22年度増税分 1,320円/1,000本
	旧3級品②	9,200	0	0	9,200	—	5,759	—	平成22年度増税分 626円/1,000本
計	296,636,177	0	1,540,161	295,096,016	99.20	1,484,686,825	110.20		
平成26年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	265,896,527	0	1,762,445	264,134,082	94.63	1,389,873,522	95.62	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,240,500	0	4,460	12,236,040	103.80	30,528,919	104.82	
	計	278,137,027	0	1,766,905	276,370,122	93.65	1,420,402,441	95.67	
平成27年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	261,512,370	0	1,541,391	259,970,979	98.42	1,367,967,271	98.42	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,848,600	0	7,220	12,841,380	104.95	32,039,246	104.95	
	計	274,360,970	0	1,548,611	272,812,359	98.71	1,400,006,517	98.56	
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	平成28年度増税分 430円/1,000本
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	—	123,736	—	平成29年度増税分 430円/1,000本
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から) 税率改正(H30年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	平成30年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	平成30年度増税分 645円/1,000本
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	

※平成25年度における手持品課税分については、平成22年10月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者	調定額	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成21年度	330,888	84,282	12,642,300		
		23,540	2,354,000		
平成22年度	315,765	81,792	12,268,800	△ 373,500	97.05
		21,075	2,107,500	△ 246,500	89.53
平成23年度	323,857	84,498	12,674,700	405,900	103.31
		17,768	1,776,800	△ 330,700	84.31
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	4,200	99.74
平成29年度	361,113	108,691	16,303,650	661,200	104.23
		14,883	1,488,300	△ 116,400	92.75
平成30年度	375,320	109,752	16,462,800	159,150	100.98
		46,789	4,678,900	3,190,600	314.38

※課税対象者の上段は宿泊、下段は日帰り

(3) 特別徴収義務者数:5施設(平成31年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

(4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、観光振興の目的で、平成30年度は都市イメージ広告事業、観光パンフレット作成、観光客回遊性向上事業、観光案内所運営事業の費用に充てられた。

6 都市計画税

(平成31年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,506	0	0	18,506	
都市計画 区域の面積	113,810	28,020	85,780	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	44,733	51,809	65,879
法定免税点未満のもの (ロ)	1,066	1,652	2,270
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	43,667	50,157	63,609

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	14,974	2,259	17,233	1,225	18,458	5,160,597	4,892,769	10,053,366

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	75,304	9,384	84,688	3,451	88,139	46,861	13,477	60,338

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

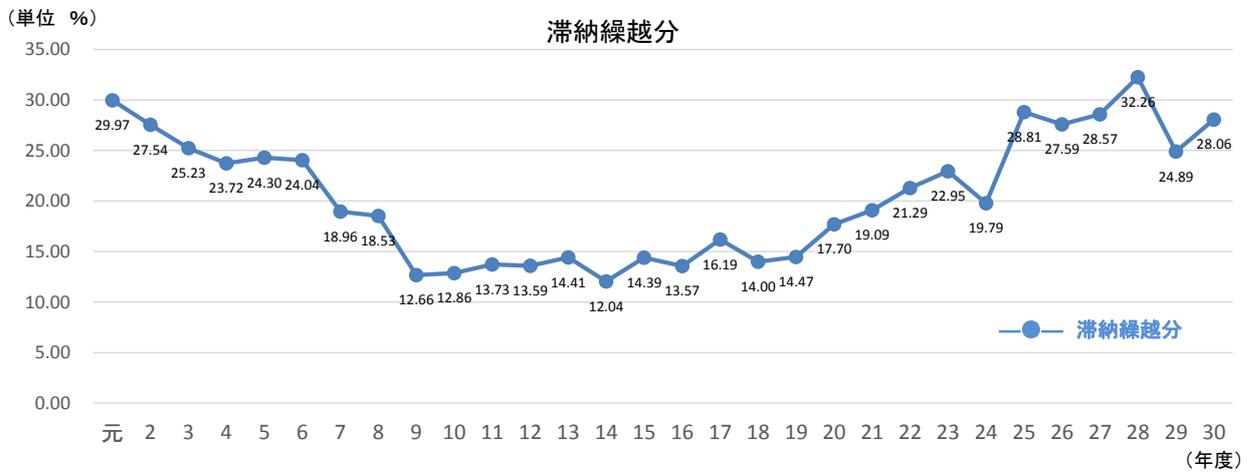
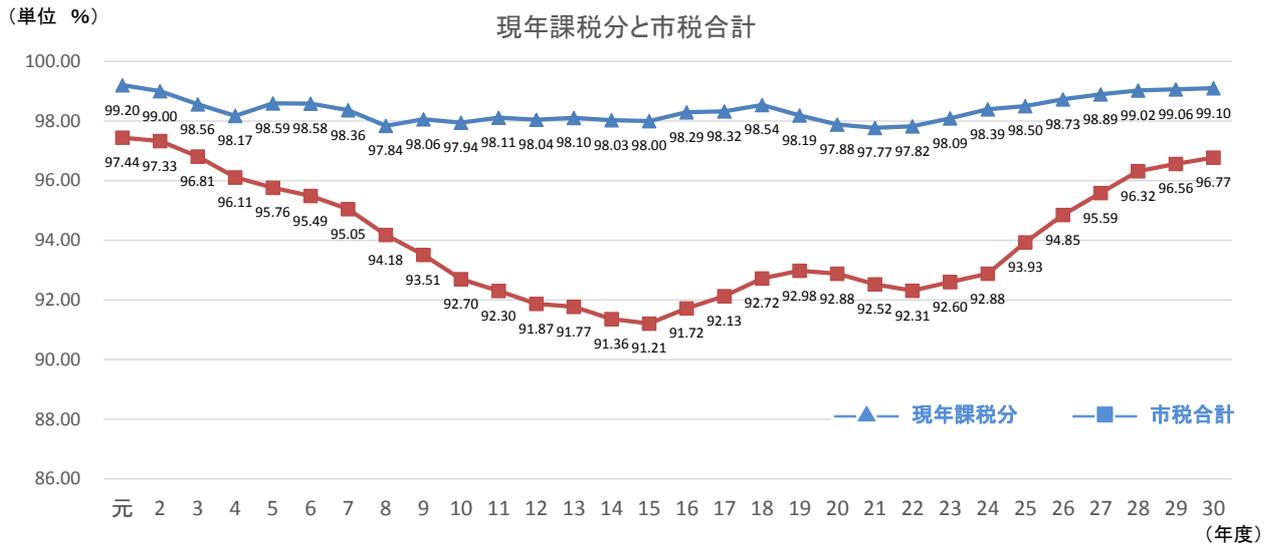
区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	宅 地	住宅 小規模住宅用地	646,888,387	0	0	646,888,387	215,623,359	0	0	215,623,359
		住宅 一般住宅用地	132,303,241	0	0	132,303,241	88,200,171	0	0	88,200,171
	非住宅用地	257,281,838	0	0	257,281,838	175,823,145	0	0	175,823,145	
	小 計	1,036,473,466	0	0	1,036,473,466	479,646,675	0	0	479,646,675	
地	農 地	32,134,097	0	0	32,134,097	21,080,120	0	0	21,080,120	
	そ の 他	109,261,446	0	0	109,261,446	75,359,545	0	0	75,359,545	
	計	1,177,869,009	0	0	1,177,869,009	576,086,340	0	0	576,086,340	
家 屋	木 造 家 屋	143,783,159	0	0	143,783,159	143,761,806	0	0	143,761,806	
	木造以外 の家屋	246,577,175	0	0	246,577,175	245,999,962	0	0	245,999,962	
	計	390,360,334	0	0	390,360,334	389,761,768	0	0	389,761,768	
合 計	1,568,229,343	0	0	1,568,229,343	965,848,108	0	0	965,848,108		

7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移



(単位: %)

年度(平成)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
現年課税分	99.20	99.00	98.56	98.17	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00
滞納繰越分	29.97	27.54	25.23	23.72	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39
市税合計	97.44	97.33	96.81	96.11	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21

(単位: %)

年度(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現年課税分	98.29	98.32	98.54	98.19	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10
滞納繰越分	13.57	16.19	14.00	14.47	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06
市税合計	91.72	92.13	92.72	92.98	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56	96.77

2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債権	666	274,234,497	727	274,157,498	587	169,815,335	718	157,711,385	
	動産	3	3,873,028	0	0		0	3	3,740,700	
	不動産	146	164,216,422	130	157,031,938	68	49,100,858	144	150,464,692	
		815	442,323,947	857	431,189,436	655	218,916,193	865	311,916,777	
公 売	不動産	公売公告	9		7		7		9	
		公売実施	8		7		7		8	
		落札	1	6,661,000	4	57,828,000	3	23,091,111	2	18,789,001
	動産	公売公告	3		0		0		0	
		公売実施	2		0		0		0	
		落札	2	134,351	0	0	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、落札額を記載

3 年度別督促状発付状況

税目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	29,890	971,627,262	25,829	831,488,111	24,742	752,837,541	24,950	768,611,091
法人市民税	381	24,994,100	333	22,501,815	321	20,472,200	384	39,511,500
固定資産税・都市計画税	24,048	825,138,400	23,476	766,531,367	22,797	742,094,298	22,549	701,775,999
軽自動車税	7,444	31,987,560	7,446	42,796,700	7,043	41,801,900	6,701	40,940,000
計	61,763	1,853,747,322	57,084	1,663,317,993	54,903	1,557,205,939	54,584	1,550,838,590

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
- (2) 施行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
- (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
 - 市民代表 1名
 - 学識経験者 5名
- (3) 任期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和元年5月31日現在)

(平成30年度における平成30年度分の納付件数及び割合)

税 目	納 付 方 法	納 付 件 数	割 合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・支所等	43,994 件	34.68 %	126,857 件
	コンビニエンスストア	50,378 件	39.71 %	
	口座振替	32,485 件	25.61 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・支所等	84,509 件	27.76 %	304,430 件
	コンビニエンスストア	64,787 件	21.28 %	
	口座振替	155,134 件	50.96 %	
軽自動車税	金融機関・支所等	20,418 件	35.08 %	58,214 件
	コンビニエンスストア	30,412 件	52.24 %	
	口座振替	7,384 件	12.68 %	
合計	金融機関・支所等	148,921 件	30.42 %	489,501 件
	コンビニエンスストア	145,577 件	29.74 %	
	口座振替	195,003 件	39.84 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税 目	期別	平成29年度	平成30年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	79.98 %	78.89 %	▲ 1.09 %
	第2期	78.74 %	79.68 %	0.94 %
	第3期	76.65 %	78.01 %	1.36 %
	第4期	76.98 %	77.57 %	0.59 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	92.28 %	92.76 %	0.48 %
	第2期	91.31 %	91.57 %	0.26 %
	第3期	92.30 %	92.05 %	▲ 0.25 %
	第4期	93.06 %	93.30 %	0.24 %
軽自動車税	全期	78.26 %	79.92 %	1.66 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金額(円)	126,592,153	109,818,042	127,470,199	106,717,052	98,487,503
前年度比 (円)	43,529,848	△ 16,774,111	17,652,157	△ 20,753,147	△ 8,229,549
前年度比 (%)	52.4	△ 13.3	16.1	△ 16.3	△ 7.7

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位 円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	7,223,946	16,581,864	4,538,289	10,272,730
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	35,530,594	32,219,957	17,912,539	7,600,907
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	32,666,174	16,789,032	9,314,258	8,249,018
法第18条第1項 消滅時効によるもの	51,486,603	30,795,619	33,715,622	14,536,238
合計	126,907,317	96,386,472	65,480,708	40,658,893

10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数								
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税の負担額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
平成29年1月1日現在	193,245	80,100
平成30年1月1日現在	192,116	80,685

区分 税目	平成29年度			平成30年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円
市税	33,268,654	415,339	172,158	32,828,826	406,876	170,880	△8,463	△1,278
現年課税分	32,978,954	411,722	170,659	32,516,121	403,001	169,252	△8,721	△1,407
市民税	13,893,864	173,456	71,898	13,808,775	171,144	71,877	△2,312	△21
固定資産税	15,497,186	193,473	80,194	15,172,066	188,041	78,974	△5,432	△1,220
軽自動車税	334,169	4,172	1,729	347,164	4,303	1,807	131	78
市たばこ税	1,294,084	16,156	6,697	1,269,950	15,740	6,610	△416	△87
入湯税	17,792	222	92	21,142	262	110	40	18
都市計画税	1,941,859	24,243	10,049	1,897,024	23,511	9,874	△732	△175
滞納繰越分	289,700	3,617	1,499	312,705	3,875	1,628	258	129

2 市税調定額比較表

(令和元年10月31日現在)

区分 税目	平成29年度 調定額 (千円)	平成30年度 調定額 (千円)	前年度比 (%)	平成31年度 調定見込額 (千円)	前年度比 (%)
市税	34,455,187	33,924,339	98.46	33,914,905	99.97
現年課税分	33,291,486	32,809,941	98.55	32,864,446	100.17
市民税	14,046,389	13,950,368	99.32	13,897,441	99.62
個人	11,374,120	11,556,286	101.60	11,592,097	100.31
法人	2,672,269	2,394,082	89.59	2,305,344	96.29
固定資産税	15,634,078	15,301,935	97.88	15,403,018	100.66
純固定資産税	15,604,267	15,272,301	97.87	15,373,482	100.66
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金	29,811	29,634	99.41	29,536	99.67
軽自動車税	340,097	353,253	103.87	366,994	103.89
市たばこ税	1,294,084	1,269,949	98.13	1,257,595	99.03
入湯税	17,792	21,142	118.83	23,580	111.53
特別土地保有税	0	0	0.00	0	-
都市計画税	1,959,046	1,913,294	97.66	1,915,818	100.13
滞納繰越分	1,163,701	1,114,398	95.76	1,050,459	94.26

3 税証明手数料等

区 分 年 度	証 明 手 数 料		閲 覧 手 数 料		臨 時 運 行 許 可 申 請 手 数 料		試 乗 標 識 交 付 手 数 料		合 計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成21年度	32,599	11,613,400	3,791	786,000	1,355	1,016,250	48	24,000	37,793	13,439,650
平成22年度	35,920	12,600,100	3,597	728,100	1,440	1,080,000	52	26,000	41,009	14,434,200
平成23年度	35,079	12,255,000	3,368	685,700	1,416	1,062,000	50	25,000	39,913	14,027,700
平成24年度	38,515	13,414,500	3,399	696,000	1,333	999,750	38	19,000	43,285	15,129,250
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450

備 考 : 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

区 分 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人均等割	93,915	94,853	95,486	96,284	96,973 人
個人所得割	89,203	90,025	90,589	91,301	91,940 人
特別徴収個人 (給与特徴)	53,855	59,364	60,831	61,685	62,339 人
特別徴収義務者 (給与特徴)	10,133	11,855	12,213	12,454	12,594 人
特別徴収個人 (年金特徴)	14,104	16,457	16,929	17,291	17,369 人
特別徴収義務者 (年金特徴)	9	9	9	9	9 人
法人均等割	5,490	5,424	5,387	5,333	5,396 社
法人税割	5,440	5,372	5,333	5,279	5,344 社
固定資産税	72,976	73,233	73,501	74,055	74,260 人
土地	48,851	49,275	49,712	50,141	50,558 人
家屋	55,912	56,297	56,670	56,976	57,288 人
償却資産	2,083	2,116	2,141	2,175	2,220 人
軽自動車	57,009	57,824	57,925	58,018	58,268 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成25年度	土地 1件	棄却 1件	4回
平成26年度	家屋 1件	却下 1件	3回
平成27年度※	0件	-	2回
平成28年度	0件	-	1回
平成29年度	0件	-	2回
平成30年度※	家屋 1件	審査継続中	2回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位:千円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)		
税 収 入 額	(1) 市 税	33,268,654	32,828,826	32,654,000		
	(2) 個 人 県 民 税	7,579,141	7,694,159	7,632,307		
	(3) 合 計	40,847,795	40,522,985	40,286,307		
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	253,180	258,763	258,763	
		(5) 諸 手 当	(イ) 超 過 勤 務 手 当	186,115	192,910	192,910
			(ロ) 税 務 特 別 手 当	25,463	27,191	27,419
			(ハ) そ の 他 の 手 当	855	1,288	1,118
		(6) そ の 他	159,797	164,431	164,373	
		(7) 小 計	94,141	97,804	98,626	
		需 用 費	(8) 旅 費	533,436	549,477	550,299
	(9) 賃 金		4	77	68	
	(10) そ の 他		11,860	11,751	13,305	
	(11) 小 計		80,154	87,232	122,375	
	費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	92,018	99,060	135,748
(13) そ の 他			0	0	0	
(14) 小 計			42	31	46	
(15) そ の 他		42	31	46		
(16) 合 計		19,357	20,701	20,493		
県民税徴収取扱費(取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	644,853	669,269	706,586		
	(18) 報奨金の額に相当する金額	298,639	342,670	312,402		
	(19) 合 計	0	0	0		
税 収 入 (見 込) 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(20) (16) - (19) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)	346,214	326,599	394,184		
	(21) (16) / (3) (徴税費)/(税収入額)	2%	2%	2%		
	(22) (20) / (1) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)/(市税収入)	1%	1%	1%		
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	74	75	73		
	臨 時 職 員 等	11	11	11		
	合 計	85	86	84		

(「令和元年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 平成30年家屋建築状況調

(平成31年4月1日)

区 分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	679	13	178	3	857	16
床面積(m ²)	80,943	190	62,668	1,169	143,611	1,359

8 平成30年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区 分	筆 数		区 分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,871	表示登記	新 築	1,029
	合 筆	606		増 築	7
	地目変更	614		減 失	544
	そ の 他	347		そ の 他	90
	計	3,438		計	1,670
所有権移転登記		8,976	所有権移転登記		3,070
名義人表示登記		1,800	名義人表示登記		517
合 計		14,214	合 計		5,257

9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書 滞納整理票(現年度分) 滞納整理票(滞納繰越分) 未納者一覧表
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	※ オンライン実施 市 県 民 税 (昭和61年度) 固定資産税 (昭和62年度) 口 座 (昭和62年度) 納 蓄 (昭和63年度) 軽自動車税 (平成 元年度) 収 納 (平成 2 年度)
市 県 民 税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※ 市税滞納整理管理システム (平成13年11月導入)
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※ 基幹業務システム再構築 CP→ADWORLD(平成26年度移行) ※ 確定申告等の国税連携システム (平成23年1月導入)
法 人 市 民 税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～) 市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 ※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書)

10 市税の税率表(その1)

区分	市民				税																																
	個人		人		法	人																															
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者				1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額				1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H.6.4.1以降に終了する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	50億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1千万円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円
資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
50億円以下	50人超	400,000円																																			
	50人以下	160,000円																																			
1千万円超	50人超	150,000円																																			
	50人以下	130,000円																																			
1億円以下	50人超	120,000円																																			
	50人以下	50,000円																																			
上記以外の法人等		50,000円																																			
税率等	1. 均等割 市民税 3,500円 (*2上乗せ500円) 県民税 1,800円 (*1上乗せ300円 *2上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(*1上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで				2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用		区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																							
区分	税率																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																				
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																														
納期(市税条例)	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2ヶ月ごと)																															
	6月1日	8月1日	10月1日	1月1日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																														
	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日																																	

10 市税の税率表(その2)

区 分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者				4月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		1月1日現在における当該固定資産の価格		(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 三輪のもの 年額3,900円(3,100円) 四輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)二輪の小型自動車 年額6,000円 ※軽自動車のうち三輪及び四輪以上のものについて、平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両は()外の税率を適用し、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は()内の税率を適用する。 ※グリーン化特例(軽課及び重課)については、P75参照。
税率等	1.4/100		0.2/100		
	免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期	4月1日	7月1日	11月1日	2月1日	5月11日
(市税条例)	4月30日	7月31日	11月30日	同月末日	5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数 従量税率 ●旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 売渡本数 × 5,262円/1,000本 (平成25年4月1日以降売渡分から) 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (平成30年10月1日以降売渡分から)	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額 1.4/100	土地の取得価格 3/100	鉱泉浴場への入湯行為 1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
税率等	●旧3級品の紙巻たばこ 売渡本数 × 4,000円/1,000本 (平成30年4月1日以降売渡分から) 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (令和元年10月1日以降売渡分から)	免税点 5,000㎡未満 平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)	免税点 5,000㎡未満	
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区分		年度										
		S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35
市 民 税	個人	均等割	600円		500円		400円（県民税 100円）					
		所得割	所得額 の 18%	$\frac{18}{100}$		$\frac{13}{100}$		$\frac{15}{100}$		$\frac{18.5}{100}$	$\frac{20}{100}$	
	法人	均等割	1,800円									
		法人税割	法人税 額 の $\frac{15}{100}$	$\frac{12.5}{100}$		$\frac{7.5}{100}$		$\frac{8.1}{100}$				
固定資産税		1.6%			1.5%		1.4%					
	免税点	土地	10,000							20,000		
		家屋	10,000							30,000		
	(円未満) 償却資産	10,000	30,000		50,000		100,000			150,000		
自転車荷車税 (S25～32年度)		普通自転車	200円		三輪車	500円		原動機付自転車 50cc以下 500円		軽自動車 農耕作業用 1,000円		
軽自動車税 (S33年度以降)		三輪車	1,000円		簡易発動機自転車	1,000円		90cc以下 800円		その他		
		四輪車	800円		原動機付自転車	500円		125cc以下 1,000円		二輪の小型自転車 2,500円		
		二輪車	600円		リヤカー	200円						
市たばこ消費税					$\frac{10}{115}$		9%		11%			
電気税 (免税点〔円/月〕)		10% (電気ガス税)										
ガス税 (免税点〔円/月〕)		10%										
特別土地保有税												
都市計画税							0.1%		0.2%			
沿革		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年度シャープ勧告に基づく地方税制の改革 ・昭和26年度法人税割の創設 特別徴収の方法採用 ・昭和29年度道府県民税市たばこ消費税創設 ・昭和30年度基準年度制創設 ・昭和31年度固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設 ・昭和33年度自転車荷車税廃止軽自動車税創設 ・昭和39年度土地について負担調整措置が設けられた ・昭和40年度市町村民税の課税が本文方式に統一 										

S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

準 拠 税 率	標 準 税 率
---------	---------

1千万円超	4,000円
1千万円以下	2,400円

8.4%	8.9%	9.1%	12.1%	※ S51と同じ
------	------	------	-------	----------

24,000	80,000	150,000
	50,000	80,000
	300,000	1,000,000

軽自動車	原動機付自転車	小型特殊自動車
二輪 1,500円	50cc以下 500円	農耕用 1,000円
三輪 2,000円	90cc以下 800円	特殊用 3,000円
四輪乗用 3,000円	125cc以下 1,200円	
四輪貨物 2,500円	軽自動車	二輪の小型自動車
	二輪 1,500円	2,500円
	三輪 2,000円	
	四輪乗用 4,500円	
	四輪貨物 3,000円	

	12%	13.4%	13.4% 15%	15%	18.1%									
1本当たり単価	2円 601	2円 628	2円 714	2円 806	2円 932	3円 036	3円 164	3円 641	3円 833	3円 955	4円 094	4円 206	4円 331	4円 437

	9%	8%	7%									6%	6%	5%
(300)				(400)		(500)	(600)	(700)	(800)	(1,000)	(1,000)	(1,300)	50.1以降	(2,000)

	9%	8%	7%									6%	5%	4%
(300)				(500)	(700)	(800)	(1,000)	(1,200)	(1,400)	(1,600)	(2,100)	(4,000)	50.1以降	(4,000)

	保有分 1.4% (5,000㎡)
	取得分 3% (5,000㎡)

- ・昭和44年度個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ
- ・昭和45年度個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設
- ・昭和48年度特別土地保有税創設
- ・昭和49年度電気税及びガス税に分離
- ・昭和50年度から法人市民税超過課税実施
- ・昭和50年度納期前納付報奨金制度の廃止
- ・昭和50年度口座振替制度実施
- ・昭和53年度特別土地保有税免除制度創設

11 市税税率の推移（その2）

年度 区分		S 51	S 52	S 53	S 54	S 55																							
		個人	均等割 1,200円（県民税 300円）	標準税率			1,500円																						
市 民 税	法人	均等割																											
	均等割	1億円超 （従業員100人超） 24,000円 1億円超 （＼ 100人以下） 12,000円 1千万円超1億円以下 12,000円 1千万円以下 7,200円	1億円超 （従業員100人超） 80,000円 1億円超 （＼ 100人以下） 24,000円 1千万円超1億円以下 24,000円 1千万円以下 8,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>100人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>100人超</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1千万円以下</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	100人超	800,000	100人以下	80,000	10億円超 50億円以下	100人超	400,000	100人以下	80,000	1億円超 10億円以下	100人超	80,000	100人以下	24,000	1千万円超 1億円以下		24,000	1千万円以下		8,000	※ 昭和53年4月1日以後終了する事業年度分から適用
資本等の金額	従業者数	標準税率																											
50億円超	100人超	800,000																											
	100人以下	80,000																											
10億円超 50億円以下	100人超	400,000																											
	100人以下	80,000																											
1億円超 10億円以下	100人超	80,000																											
	100人以下	24,000																											
1千万円超 1億円以下		24,000																											
1千万円以下		8,000																											
法人税割	10億円以上 14.5% 5億円以上10億円未満 13.3% 5億円未満 12.1%																												
固定資産税		1.4%	(免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円)																										
軽自動車税		原動機付自転車 四輪乗用 営業用 5,200円 50cc以下 650円 自家用 5,900円 90cc以下 1,000円 四輪貨物 営業用 2,900円 125cc以下 1,300円 自家用 3,300円 軽自動車 小型特殊自動車 二輪 2,000円 農耕用 1,300円 三輪 2,600円 特殊用 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円			原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 軽自動車 二輪 2,200円 三輪 2,850円																								
市たばこ消費税		18.1%	4円 674	6円 701	6円 796	6円 890																							
電気税		5% (2,000円)	5% S52. 6以降(2,400円)			5% S55. 6以降(3,600円)																							
ガス税		3% S52. 1以降(4,000円)	2% S52. 6以降(4,800円)	2% S53. 6以降(6,000円)	2% S54. 6以降(7,000円)	2% S55. 6以降(10,000円)																							
特別土地保有税		保有 取得	1.4% 3%	(5,000㎡) (5,000㎡)																									
都市計画税		0.2%																											

S 56	S 57	S 58
------	------	------

(県民税 500 円)

資本等の金額	従業者数	標準税率
50億円超	100人超	800,000
	100人以下	80,000
10億円超 50億円以下	100人超	400,000
	100人以下	80,000
1億円超 10億円以下	100人超	80,000
	100人以下	24,000
1千万円超 1億円以下		24,000
1千万円以下		8,000

※ 昭和56年4月1日以後終了する事業年度分から適用

資本等の金額	従業者数	標準税率	
50億円超	50人超	1,200,000	
	50人以下	160,000	
10億円超 50億円以下	50人超	700,000	
	50人以下	160,000	
1億円超 10億円以下	50人超	160,000	
	50人以下	60,000	
1千万円超 1億円以下		60,000	
1千万円以下		50人超	48,000
		50人以下	16,000

※ 昭和58年4月1日以後終了する事業年度分から適用

昭和56年8月1日以降 終了する事業年度か ら適用	資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未満 5億円未満	14.7 % 13.5 % 12.3 %
---------------------------------	---------------------------------------	----------------------------

四輪 乗用 営業用	5,200 円
自家用	5,900 円
四輪 貨物 営業用	2,900 円
自家用	3,300 円
小型特殊自動車	
農耕用	1,300 円
特殊用	3,900 円
二輪の小型自動車	3,300 円

8円 151	8円 590	8円 670
		2 % S57. 6以降(12,000円)

11 市税税率の推移（その3）

年度		S 59		
区分				
市 民 税	個人均等割	1,500円（県民税 500円）		
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	400,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	400,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	150,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	120,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	40,000		
上記以外の法人等		40,000		
※ 昭和59年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用営業用 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円		
		四輪 貨物営業用 3,000円		
		自家用 4,000円		
市たばこ消費税	18.1% 9円 502			
電気税	5% S55.6以降(3,600円)			
ガス税	2% S57.6以降(12,000円)			
特別土地保有税	保有分	1.4%		
	取得分	3%		
都市計画税	0.2%			

S 60	S 61	S 62	S 63
------	------	------	------

2,000円（県民税 700円）

従量税率 売上本数 × 350 / 1,000	従量税率 売上本数 × 640 / 1,000 ※昭和61年5月1日改正
従価税率 小売定価 × 1.43 / 100	従価税率 { 小売価格 - (1本につき1円、1gにつき1円) × 14.3 / 100

(電気税の廃止)

(ガス税の廃止)

11 市税税率の推移（その4）

年度 区分		H元		H2	
		H元		H2	
市 民 税	個人均等割	2,000円（県民税 700円）			
	個人所得割	標準税率			
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
		50億円超	50人超	3,000,000	
			50人以下	400,000	
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
			50人以下	400,000	
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
			50人以下	150,000	
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	120,000				
1千万円以下	50人超	120,000			
	50人以下	40,000			
上記以外の法人等		40,000			
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
		5億円以上 10億円未満	13.5%		
		5億円未満	12.3%		
固定資産税	1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）				
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円		
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円		
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円			
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円		
		四輪 貨物 営業用 3,000円			
		自家用 4,000円			
市たばこ税	売渡本数 × $\frac{1,997}{1,000}$ 円				
特別土地保有税	保有分	1.4%			
	取得分	3%			
都市計画税	0.2%				

H 3	H 4	H 5
<p>1.4 % (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)</p>		

11 市税税率の推移（その5）

年度		H 6		H 7		
区分						
市 民 税	個人均等割	2,000円（県民税 700円）				
	個人所得割	標準税率				
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率		
		50億円超	50人超	3,000,000		
			50人以下	410,000		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000		
			50人以下	410,000		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000		
			50人以下	160,000		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000		
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
	上記以外の法人等		50,000			
	※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用					
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上 10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円		
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円		
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円			
		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円		
			四輪 貨物 営業用 3,000円			
			自家用 4,000円			
市たばこ税		売渡本数 × 1,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 948円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）				
特別土地保有税		保有分	1.4%			
		取得分	3%			
都市計画税		0.2%				

H 8	H 9	H 10
2,500円（県民税 1,000円）		

売渡本数×	2,434円／1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）
	1,155円／1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）

11 市税税率の推移（その6）

区 分		年 度		
		H 11	H12	
市 民 税 人	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 均 等 割	資本等の金額	従 業 者 数	標 準 税 率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上 14.7% 5億円以上 10億円未満 13.5% 5億円未満 12.3%	
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円	
			小型特殊自動車 農耕用 1,600円 特殊用 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	
			四輪 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
市たばこ税		2,668円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 売渡本数 × 1,266円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）	※平成11年5月1日以降の売渡分から	
特別土地保有税		保 有 分 1.4% 取 得 分 3%		
都市計画税		0.2%		

H13	H14

11 市税税率の推移（その7）

区 分		年 度		
		H15	H16	
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
法人税割	資本等の金額			
	10億円以上		14.7%	
	5億円以上10億円未満		13.5%	
	5億円未満		12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用		
	ミニカー 2,500円	四輪 乗用 自家用	二輪の小型自動車	
		四輪 貨物 営業用	4,000円	
		四輪 貨物 自家用	4,000円	
市たばこ税	平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）			
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止			
入湯税	-			
都市計画税	0.2%			

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から		宿泊	150円	
		日帰り	100円	

11 市税税率の推移（その8）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等				50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車		小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	二輪の小型自動車	
			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	<table border="0"> <tr> <td>売渡本数 ×</td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </table>	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)								
売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)												
	2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

11 市税税率の推移 (その9)

区 分		年 度																																
		H27																																
市 民 税	個 均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	人 所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法 均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	<p>※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>
		資本等の金額	従業者数	標準税率																														
50億円超		50人超	3,000,000																															
		50人以下	410,000																															
10億円超 50億円以下		50人超	1,750,000																															
		50人以下	410,000																															
1億円超 10億円以下		50人超	400,000																															
		50人以下	160,000																															
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tr> <td>資本等の金額 10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額 10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																											
資本等の金額 10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,900円 ① 3,100円 ②</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 10,800円 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円 4,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円			四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円			自家用 5,000円 4,000円													
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	三輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円																																
ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円																																	
	自家用 5,000円 4,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から 売渡本数× 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

H28

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 四輪 乗用 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 四輪 貨物 自家用 5,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その10)

年度		H29																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	12.1%																																	
5億円以上10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円														
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円																																
ミニカー 3,700円	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年4月1日から 平成29年4月1日から</th> <th>売渡本数 ×</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	税率		5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)			3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																								
平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	税率																																
	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																	
	3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊	150円	日帰り	100円																												
宿泊	150円																																	
日帰り	100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

H30

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 自家用 10,800円	
	四輪 貨物 営業用 3,800円	
	四輪 貨物 自家用 5,000円	
	四輪 乗用 営業用 5,500円	
	四輪 乗用 自家用 7,200円	
	四輪 乗用 営業用 8,200円	
	四輪 乗用 自家用 12,900円	
	四輪 貨物 営業用 3,000円	
	四輪 貨物 自家用 4,000円	
	四輪 貨物 営業用 4,500円	
	四輪 貨物 自家用 6,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

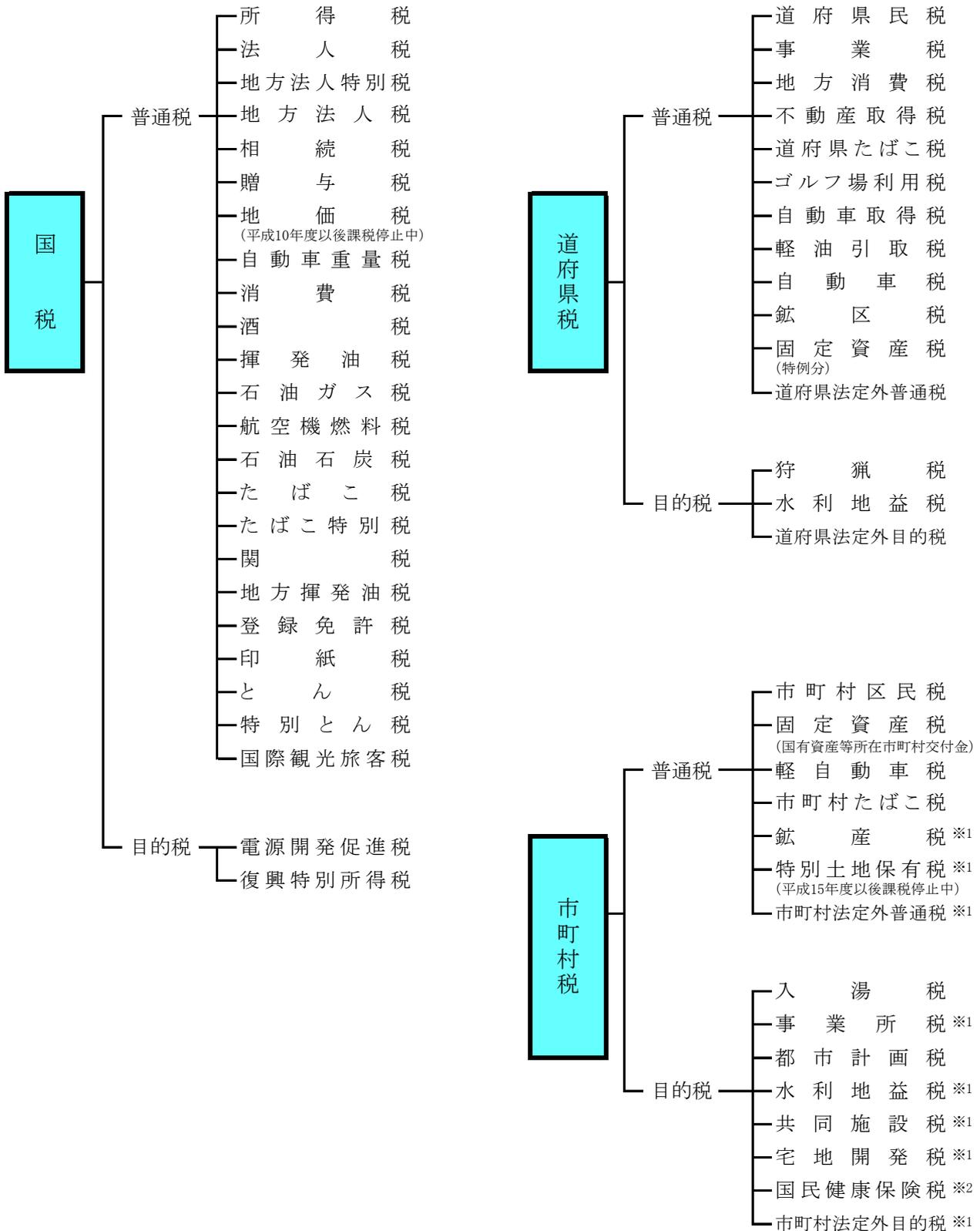
平成30年10月1日から	5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成30年4月1日から	4,000円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その11)

年度		H31/R元																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円																																
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	平成30年10月1日から 令和元年10月1日から 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

12 税制一覽

(平成31年4月1日現在)



* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの

※2 小田原市は、料方式を採用

令和元年度 市税概要

編集・発行 令和2年2月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349